

平成 30 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第3日）

9月18日（火曜日）午前10時00分 開 議
午後 3時11分 散 会

○議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
1. 若山 武信 議員
2. 伊藤 新一 議員
3. 向井 義擴 議員
4. 五十嵐 美知 議員
5. 木村 恵 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏名	件名
1	5	若山 武信	1. 障がい者雇用について 2. 安全で安心な住みよ いまちづくりにつ いて 3. 認定子ども園につ いて
2	7	伊藤 新 一	1. 子育て支援について 2. 空き家対策について 3. 宅地分譲について 4. 遊休公共施設につ いて

順序	議席番号	氏名	件名
3	6	向井 義擴	1. 赤平中学校の環境整 備について 2. 市民憲章の見直しに ついて
4	2	五十嵐美知	1. 子育て支援と定住促 進について 2. 乳幼児健診について 3. 防災・減災の取り組 みについて 4. 赤平市炭鉱遺産ガイ ダンス施設について
5	1	木村 恵	1. 赤平市しごと・ひと ・まち創生総合戦略 について 2. 公共施設等総合管理 計画について 3. 地域医療・介護につ いて 4. 地域共生社会の実現 について

○出席議員 9名

- 1番 木村 恵 君
2番 五十嵐 美知 君
3番 植村 真美 君

4番 竹村 恵一 君
 5番 若山 武信 君
 6番 向井 義擴 君
 7番 伊藤 新一 君
 8番 御家瀬 遵 君
 9番 北市 勲 君

○欠席議員 0名

○説明員

市長	菊島 好孝 君
教育委員会教育長	多田 豊 君
監査委員	早坂 忠一 君
選挙管理委員会 委員長	壽崎 光吉 君
農業委員会会長	中村 英昭 君
副市長	伊藤 嘉悦 君
総務課長	熊谷 敦 君
企画課長	畠山 涉 君
財政課長	尾堂 裕之 君
税務課長	田村 裕明 君
市民生活課長	町田 秀一 君
社会福祉課長	野呂 道洋 君
介護健康推進課長	千葉 睦 君
商工労政観光課長	林 伸樹 君
農政課長	若狭 正 君
建設課長	高橋 雅明 君
上下水道課長	杉本 悌志 君
会計管理者	蒲原 英二 君
あかびら市立病院 事務長	永川 郁郎 君
教育 学校教育 委員会 課長	大橋 一 君
” 社会教育 課長	伊藤 寿雄 君
監査事務局長	中西 智彦 君
選挙管理委員会 事務局長	梶 哲也 君
農業委員会 事務局長	若狭 正 君

○本会議事務従事者

議会 事務局長	井波 雅彦 君
” 総務議事 係 長	安原 敬二 君
” 総務 議事 係	野呂 律子 君

(午前10時00分 開 議)

○議長（北市勲君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（北市勲君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、4番竹村議員、8番御家瀬議員を指名いたします。

○議長（北市勲君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（井波雅彦君） 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（北市勲君） 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、障がい者雇用について、2、安全で安心な住みよいまちづくりについて、3、認定子ども園について、議席番号5番、若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 通告に基づき質問を行いますので、答弁のほどよろしく願います。

冒頭、このたびの地震災害について、民主クラブを代表いたしまして一言お見舞い申し上げます。去る9月6日午前3時8分発生の北海道胆振東部地震は、震度7という北海道初の大地震であり、41名の犠牲者とともに、北海道全域にブラックアウトと言われる大停電を引き起こし、道内全域に人的被害のみならず、経済的大打撃をもたらすなど未曾有の大災害となりました。不幸にしてお亡くなりになりました皆様に安らかなるご冥福をお祈り申し上げま

すとともに、被災された皆様方にもお見舞い申し上げます。国や道による手厚い支援のもと、一日も早い復旧、復興をご祈念申し上げます。私たちが議会人として、この災害を忘れることなく当市の防災体制の充実に努めてまいりたく、改めて決意するところでございます。以上です。

それでは、件名に移らせていただきます。件名1、障がい者雇用について、項目1、市職員の障がい者雇用状況についてであります。現在国の障がい者雇用のあり方が問題になっております。本来、障がい者雇用を率先して取り組む立場にある行政機関が雇用率の数字を水増しし、障がい者や国民をだまし続け、今、国会で紛争の種となっております。障がい者雇用への難しさはあるにせよ、障がい者団体がたび重なる陳情を行い、長年の苦労のもと法改正を重ね、やっと現在の障害者雇用促進法となったわけでございます。障がい者の雇用促進のための法律であるにもかかわらず、その法律が行政官庁で全く無視され、基本的な扱いを間違えたり、数字を意図的に作りかえたりするなど障がい者に対する法律の形骸化であり、冒涇であり、国際的にも大きな問題として批判的になっております。空知管内にも間違えた扱いが判明し、新聞報道されている自治体もあったようでございます。

障がい者の法定雇用率は、平成30年4月1日より地方公共団体が職員数の2.3%から2.5%に、民間企業においては雇用人員数の2.0%から2.2%に改正され、今までより厳しくなりました。当市での障がい者数は年々ふえていると思いますが、実態の把握はどのようになっているのか改めて確認したいと思います。現在当市の障害者手帳の受給者は何名おり、そのうち生産人口に該当する障がい者は何名いるのか、また当市では何名の障がい者が職員に採用され、障がい者雇用率は何%になっているのか、正職員、嘱託、臨時職員別の人数と雇用率を伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 市職員の障がい者雇用状

況についてお答えをさせていただきます。

障害者雇用促進法により、障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる共生社会の実現のもと、全ての事業主に法定雇用率以上の障がい者を雇用する義務があるとされております。また、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正により、平成30年4月1日からこれまでの障がい者雇用の対象である身体障がい者、知的障がい者に精神障がい者が加わり、また法定雇用率が地方公共団体は2.3%から2.5%へととなっております。

本市の状況は、平成30年6月1日現在で法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数337人に法定雇用率2.5%を掛けた8人に対し、障がい者の数は臨時職員6名で実雇用率1.78%となっており、法定雇用率を達成するために採用しなければならない障がい者数は2名となっております。

平成29年6月1日現在での道内市町村の障がい者雇用の状況は、全体の実雇用率は2.56%ですが、全ての機関での達成となっておりませんので、本市においても実雇用率1.19%であり、これに伴い本年2月には厚生労働省北海道労働局長より障がい者雇用の一層の推進に関する要請を受けております。

本市の障がい者の年齢別状況につきましては、1,000人を超える身体障がいを持つ方がおられますが、18歳から60歳までの人数はそのうち95人と働ける世代の方が少なく、高齢者が多い状況となっております。

職員の採用につきましては、これまでも平成10年並びに平成26年には障がいを持つ職員を採用してきましたが、いずれも現在は退職されており、その後も職員採用試験の際には募集要項にも障害者手帳を持つ方の募集を掲載しておりますが、応募がない状況が続いております。そのようなことから、平成31年度職員採用試験の応募についてはインターネット検索のできる障がい者の就職等を支援する求人サイトにも採用情報を掲載したところですが、応募はない状況であります。いずれにいたしましても、障が

い者雇用の法定雇用率の達成に向けてハローワークを初め、関係機関と連携を図り、取り組んでいかなければならないと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 私は、過去においても障がい者の雇用数についてこの場で質問し、要請を行いまして、2年を経て正職員の採用があったわけですが、個人的な理由により残念ながら退職されたわけでございます。

現在職員の募集要項に障がい者の要項も附帯して募集しており、特に31年度に向けては障がい者の就職等を支援する求人サイトにも採用情報を掲載しているということでございますけれども、応募がないのは本当に残念なことでございます。それで、現在の就職戦線、就活状況では売り手市場ということになっておりますので、来年の4月以降に各社の採用が落ちついた時点で再度求人サイト情報を見ての応募があるかもしれません。一般の職員採用の年次計画は達成されておりましたも障がい者の法定雇用率達成には、本当にこれは難しいものがございます。現在正職員の登用はなく、臨時職員採用にても2名減員ということでございますので、特別枠をつくるなどして中途採用などの条件整備が必要かと思われませんが、その可能性について伺いたいと思います。

また、定年を迎えた障がい者とは別に途中退職した障がい者人数分を中途採用方式による随時補充という障がい者雇用対策のこの考え方について、考え方があればあわせて伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 特別枠等の中途採用についてお答えをさせていただきます。

赤平市の職員採用には、公益財団法人日本人事試験研究センターに試験問題の提供と採点等を委託し、統一試験において採用試験を行っているところでございます。職員採用の際には、募集の期間を設けなければなりませんし、統一試験の設定日があり、

いつでも受験日を設定できるということではありませんので、障害者手帳をお持ちの方につきましてもこれまでとは一般試験と同様に統一試験での募集案内をしてきたところであります。

途中採用となりますと、募集期間や試験日の設定などが必要になりますし、職員の配置等についても年度途中ではなく、できる限り新年度に合わせた採用と考えております。また、随時募集にしましても同様に難しいところがありますし、雇用状況の調査基準日が6月1日現在ということもありますので、できる限り新年度、新採用ということで対応したいと考えております。しかしながら、今年度につきましても法定雇用率に達していない状況にありますことから、今後も引き続き新たな取り組みも検討しながら採用を考えてまいりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁では法的な問題、それから規則的なことにも触れておりますが、当市の法定雇用率、これについては正職員でも該当者がいないと、現在のところ、いないだけに、かなり厳しいものがございます。それで、障害者雇用促進法の趣旨を、今回数字が上がったと、このようなことも理解の上、新たな取り組みの考え方、これらも含めて今後もなお一層前向きな検討となりますことをこの場で要請いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

それで、次に項目の2、民間企業の状況と指導についてでございます。当市には、数多くの中小企業が存在しておりますが、それぞれの企業の障がい者雇用率はどうなっているのか、またその実態と行政の指導があるとすれば、その内容について伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 障がい者雇用における民間企業の状況と指導についてお答えをさせていただきます。

障がい者の法定雇用率につきましては、平成30年

4月1日から引き上げとなりまして、民間企業におきましてはこれまでの2%から2.2%となり、従業員を45.5人以上雇用している企業は障がい者を1人以上雇用するよう拡充されたところであります。

そこで、各企業の障がい者雇用率の状況と行政の指導についてということですが、まず各企業の状況ですが、当市におきましては労働基本調査において障がい者雇用の状況を調査しており、直近では平成28年度に実施した調査結果ですと条件を満たしている企業がほとんどであったものの、一部条件を満たしていない企業もあり、状況を確認したところ、雇用していたものの退職をされたケースもあったところであります。また、北海道光生舎につきましては多くの障がい者の方が働いておりますが、授産施設として働いている方は障がい者法定雇用率とは別物でありますけれども、雇用関係のある従業員につきましても障がい者法定雇用率を大きく上回っている状況であります。

次に、行政の指導はということですが、障害者雇用促進法に基づきハローワークが対象各企業に対し、毎年6月1日現在の雇用の状況を報告させ、状況に応じ文書や直接訪問により指導を行っているものであります。直接市が行政指導ということではありませんが、今年度も労働基本調査を行い、障がい者雇用の状況を調査いたしますので、法定雇用率の引き上げに対応しているかなど状況を確認してまいりたいと思います。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁におきまして、1度は雇用条件を満たしていたが、障がい者が退職されたという一部の企業を除いて、ほとんどの企業が法定雇用率を満たしているということなので、これはひとまず安心いたしました。

ハローワークが対象各企業に対し、直接指導を行っているので、行政からは企業への直接指導はないとのことですので、この辺については理解するところでございます。ただ、指導はないけれども、常に状況を把握する努力はしているような、そのような

答弁に受け取りますので、今後ともよろしく願いいたします。

障がい者の法定雇用率を守っている地元企業の健康度といえますか、この健康度など物の考え方を把握することで行政が行う将来の企業対策にこれは役立つことかもしれません。また、当市はものづくりのまちと言われて久しいのでありますが、当市の将来のためには確実な企業対策が必要でございます。その企業対策を支える子育て支援こそが当市存続の鍵を握っているものと私は常に信じておりますので、企業の実態把握など今後とも前向きな企業への取り組みをお願いいたしまして、この件名の質問を終わります。

次、件名2、安全で安心な住みよいまちづくりについて、項目1、防犯カメラの設置について。ここでは、3点の理由からその必要性について伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、防犯対策についてであります。現在人口減に伴い、どこの町内においても空き家がふえており、市の管理下にある公営住宅も例外ではありませんが、特に個人住宅には時折不審者が見受けられるとの情報が寄せられるようになってきました。ある町内会館では、行事中に見知らぬ男が勝手に入り込んでトイレを使っていたとのことで、気味が悪い旨の話もございました。不審者や空き巣対策、また悪質な物売り対策として、公共物を中心として地域の各要所に防犯カメラ設置の要望もございます。その必要性もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

また、最近では防犯カメラの需要が高まり、非常に安い商品も出ており、女性のひとり住まいなど個人住宅に防犯カメラの設置を要する人には半額助成など一定程度の助成も必要だと思っておりますが、安全で安心できるまちづくりのためと思っております。行政の考え方を伺いたいと思っております。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 防犯対策としての防犯カメラの設置につきましてお答えを申し上げます。

これまでも駅前交番の廃止に伴いまして住民要望等がありましたことから、多目的交流センターみたいに設置するなどしてきておりまして、さらに平岸コミセンやガイダンス施設にも設置してきていますところでございますが、防犯カメラ設置等によりお話のございましたとおり犯罪の抑止や犯人の検挙に効果があり、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に当たって大きな役割を果たすものではありませんが、防犯カメラの増設につきましては赤歌警察署や町内会、町内会連合会など地域の皆さんのお話を伺いながら検討してまいりたいと考えているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 この問題につきましては、私もそれぞれの地域や各防犯団体からの声を聞きながら質問しているところでございますけれども、当市における空き家対策の一部でもありまして、また市民の不安解消につながっていくと、このように考えております。また、カメラの増設につきましては、ただいまの答弁にありました赤歌警察署、また町内会連合会との話し合いもし、それを伺いながらということでございますので、そういうことも含めてぜひ前向きな取り組みでよろしく願いいたします。

続きまして、ごみの不法投棄対策についてでございます。最近、テレビなどで廃棄プラスチックが海洋を汚染してマイクロチップとなって海の生物に深刻な被害を及ぼしていることや、これらのことから海辺や河川でのごみ回収対策の必要性についても報道されておりました。当市においても例外なく、ごみの不法投棄が続けられております。ごみの不法投棄は犯罪であるとの観点から、不法投棄防止対策も必要でございます。路上における愉快犯的なごみのポイ捨てなどは、毎日のようにどこかで行われており、それをキツネやカラスがいたずらし、まちじゅうにごみを散らかしているわけでございます。

毎年5月30日をごみゼロ運動の日と設定し、市民

ぐるみの活動を推進している団体や、また日常的にそれらを拾い歩いている人たちがいるわけで、本当に頭が下がるところでございます。このような人たちがふえますと、ごみのないまちとなり、気持ちよく日常生活が送られるのではないのでしょうか。心ないポイ捨て犯罪者への取り締まり強化も必要でございます。山へ続く道路や橋の下などでの大型ごみの不法投棄箇所やポイ捨てされている道路や公園など各要所へ防犯カメラを設置し、住みよいまちづくりの一端としたいと思いますが、行政としての考え方を伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） ごみの不法投棄対策としての防犯カメラの設置でございますが、実際防犯カメラを利用している市町村や防犯カメラのダミーを設置している市町村、カメラ作動中等掲示板に注意書きを入れて啓発している市町村等、各団体でさまざまな取り組みがされております。当市におきましては、不法投棄対策としてのほりを立てるなど啓発いたしまして、赤歌警察署など関係機関のご協力をいただきながら進めているところでございますが、先ほど申し上げました先進市町村の取り組みもございまして、どのような取り組みが効果があるか十分に検討してまいりたいというふうを考えてございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ごみの不法投棄は、なかなか減らないということでありまして、またごみの日常的なポイ捨てにはカラスやキツネのいたずらに悩まされており、その後処理に担当課の方々には人員が少ないのに大変な苦勞をさせられていることもお察しするところでございます。そのためにも警察の協力とか地域の人たちの協力が必要になってくるのではないかと考えておりますし、また札幌市を初めとした先進市の取り組みなども参考にしながら、前向きな検討をお願いしたいと思います。

次、交通事故対策についてであります。近年の交

通事故においては、高齢者のドライバーが高齢者を事故に巻き込むケースが多く、高齢化率が46%を超えている当市も例外ではないと思われま。自動車だけでなく、自転車を含めた交通事故防止対策などの必要性も問われるところでございます。子供たちや青少年による歩道でのスピードの出し過ぎや高齢者のよろよろ運転などは、歩道を利用している高齢者からは危険で恐ろしいとの声も聞かれます。単純な自転車事故であっても高齢者ゆえに、数日後に死に至るケースも起こり得るわけでございます。現在は、事故が起きると自転車側の自己責任、賠償問題は自動車並みになってきました。子供でもひき逃げは許されなく、子供の事故は親の賠償責任となるわけでありま。自動車事故や自転車事故の起きやすいところに防犯カメラの設置をし、トラブル解消や未然防止の活動につなげていくことも必要なことではないでしょうか。事故に遭った歩行者は、当然犠牲者でありますけれども、事故を起こした子供たちは将来にわたっての犠牲者となりかねません。未成年者へのルールやマナーに加えて、事故後の賠償責任等についても学校や地域の指導、講習会などで再認識させることが必要かと思われま。防犯カメラ設置について及び講習会等の開催について、行政の考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 交通事故対策として、事故の起きやすい箇所での防犯カメラ設置とのことでございますが、交通事故対策に限りませんが、北海道公安委員会が街頭防犯カメラシステムに関する規程に基づき設置しているものもございまして、赤歌警察署等に十分にお話を伺い、検討してまいりたいというふうを考えてございます。

このほか、お話のございました自転車の事故対策におきましては、自転車の講習会を開催している小学校や交通指導員が出向き交通安全教室を実施している小学校もあり、また今年度につきましては6月にNPO法人市民活動支援センターの主催で赤歌警察署職員をお招きし、「大人の交通安全教室」と題

してご講演をいただくなど取り組みもふえておりまして、今後もこういった取り組みから安全な自転車運転につながるよう期待しているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 防犯カメラの設置は、交通事故対策に限らず、北海道公安委員会が街頭防犯カメラシステムに関する規程に基づき設置しているということもあるわけでございますし、また赤歌警察署等とも十分またこの辺についても話し合いながら検討している旨の答弁がございました。よろしくお願いいたします。

また、自転車の講習会や交通安全教室の開催もふえているということでございますが、事故による賠償金額も高額になってきておりますので、必ずや安全運転者がふえていくような行政の指導をよろしくお願いいたします。

続きまして、防犯カメラについて3点ほどお願いいたしましたけれども、これについてはまた守秘義務への対応、対策についてであります。ただいま防犯カメラの必要性について、それぞれ今言いましたように3点ほど質問いたしました。防犯カメラについては一方では監視カメラということにつながりかねませんので、プライバシーの侵害や守秘義務が発生し、その取り扱いには十分な配慮が必要になってまいります。基本的には、事務局が設置されている団体が責任を持って取り扱うことが最善かと思いますが、事件、事故によっては警察の管理下に置かれることもあると思います。日常においての管理は、どこが責任を持つべきか、考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 防犯カメラ設置等によりまして、冒頭に申し上げましたとおり犯罪の抑止や犯人の検挙に効果があり、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に当たっては大きな役割を果たすものではございますが、監視が強化されます

ことから、一方ではお話のございましたとおりプライバシー侵害等やデータ管理等の課題もあると言われてございます。防犯カメラは、あくまで補完的なものでございまして、またレンタル等により短期間の設置も可能なようでございますので、防犯カメラの増設につきましては先ほども申し上げましたが、赤歌警察署や町内会、町内会連合会など地域の皆さんのお話を十分に伺いながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 今言われましたように、やはりプライバシーの侵害というのはございます。防犯カメラの必要な場所とか設置期間、これらについても赤歌署と相談という話もございました。特に町内会、それから町内会連合会などの皆さんとも話を十分に聞きながら、この辺についての検討をよろしくお願いしたいと思います。この項目、終わりたいと思います。

次、項目2、特殊詐欺被害への対策についてであります。その1、PR活動の徹底についてであります。全国的に振り込め詐欺、これについてはオレオレ詐欺とか架空請求詐欺、それから融資保証金詐欺及び還付金等の詐欺と、これが振り込め詐欺ということでございますが、これらを初めとする特殊詐欺が横行しておりまして、高齢者社会を悪用し、上手にお年寄りから老後の貴重な財産をだまし取っていくわけでございます。

ことし8月末にも暴力団員など7名が金融機関から名簿を手に入れ、銀行員に成り済ますなどして言葉巧みに近寄り、78歳から84歳までの女性が12人で合計1,200万円が被害に遭っております。平成30年の1月から6月までの被害額は、8,197件で約175億円にもなっております。当市でも赤歌署、防犯協会、社会を明るくする運動の保護司会、それから暴追協、消費者協会等が軸となり、各種イベントを中心にPR活動を行っておりますが、市民の高齢化とともに、認知症にかかってくる人もふえてまいりますので、

さらなる被害が心配されます。当市でも実際に被害者が出ておるわけでございます。PR活動の徹底が今後も必要かと思いますが、行政としてこれらへの対応をどう考えているのか伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 特殊詐欺被害の対策、PR活動の徹底についてでございますが、消費者相談については消費者協会に委託し、実施しているところではございますが、先月の消費者相談ということで架空請求はがきの相談に来られておりました、その対応をしたとのご報告をいただいているところでございまして、消費者協会の活動の中で架空請求はがきなど特殊詐欺被害への対策として啓発活動を進めていただいているところでもございます。

当市におきましても消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせというはがきが届いたと相談に来られる方がふえておりますことから、このような内容のはがきが届いても記載されている電話番号には絶対に電話をせず、不安を感じたり対処に困ったりした場合はすぐに消費者協会など相談窓口にご相談いただけますよう、6月にホームページに架空請求はがきの注意喚起につきまして掲載させていただきましたが、今後におきましても消費者協会のご協力をいただきながら、さらに広報にも掲載し、注意喚起してまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 PR活動の徹底については、消費者協会に相談窓口などの業務を委託して特殊詐欺などへの啓発活動を進めてもらっているとのことではございますが、広報にも注意喚起を掲載しているとのことではございますが、特殊詐欺を未然に防ぐことには、これまた本当に今後も最善の配慮をお願いしたいと思います。

消費者協会、先日の赤い羽根チャリティー募金活動に際しましても市民を楽しませながら啓発活動をしておりました。もっともっと積極的に活動ができ

る場をふやして、オレオレ詐欺を中心とした特殊詐欺の危うさを市民に浸透させることができるように取り計らっていただきますことを要請しておきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、セーフティーネットワークの必要性についてであります。高齢化による特殊詐欺被害を防止するためにセーフティーネットワークの組織づくりが必要かと思いますが、過去におきまして赤歌セーフティーネットワークというのがあり、市民生活の安全、安心に役立っていたとのことではございますが、いつの間にかその連絡網が途絶えたかについてでございます。現在どのような状況になっているのでしょうか。もしご存じであれば伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 赤歌セーフティーネットワークについてでございますが、平成16年12月に赤歌警察署が事務局といたしまして赤平市安全・安心まちづくり赤歌セーフティーネットワーク連絡会として発足されておりました、当市のほかに社会福祉協議会、医師会など約50団体が加盟しておりました、赤歌警察署よりA S Sメールとして子供に対する声かけ事案等の不審者情報、通り魔事件や路上強盗、ひったくりなどの事件の発生とその防犯対策情報や地域の安全に関する情報がメールで配信されておりました、情報を得ることができるようになっております。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁でございますが、防犯対策情報を中心とした組織で50団体が加盟しているということではございますけれども、平成16年に発足しているとのことではございますので、その存在の知らない団体も聞こえてまいります。

そういう中で、A S Sメールとして発信している情報の活用状況もまたこれもちょっと不明な点がございまして、そうしますと、連絡網の再編が必要にな

ってくるかと思えます。消費者協会も活発でありますし、また最近新たにできた町内会連合会や福祉関係のエリアサポーター等の組織も人材や情報源などの裾野が本当に広いわけがございます。それらの組織が一体になり、赤歌署からの組織的な情報や各地域からのきめ細かな情報を持ち寄り、それを市民の皆さんと共有し、日常の会話の中に生かしてもらうことが最も大切なことだと思います。特殊詐欺だけでなく、当市の防犯全体にかかわるあらゆる活動に役立つのではと思います。また、事務局は赤歌署なので問題はありませんが、民間団体の取りまとめや連絡網の徹底などにはやはり行政がかかわっていただくことがより効果的であります。考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 連絡網の再編、徹底ということでございますが、町内会を含め、災害時の要配慮者への支援などネットワークを持って対応していかなければならない事案等もございますことから、これまで構成してはいませんが、お話のございました町内会連合会やエリアサポーターなども加え、情報を共有し、対応ができますよう改めてセーフティーネットワークの必要性、強化につきまして事務局となっております赤歌警察署はもちろん、関係機関等にご相談させていただきたいというふうに考えております。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 そのようにお願いしたいと思います。まず、本当に連絡網の取りまとめ役がいないと組織の効果的運営がスムーズに行きませんので、行政の担当課にこのことを要請いたしまして、この部分の質問を終わりたいと思います。

次、件名3、認定子ども園についてであります。項目1、開設時期の考え方について。ことし3月の定例会にて、予算委員会を中心に赤平の保育所の環境悪化については多くの議員から指摘され、議論がなされましたが、待機児童解消策のみが焦点となり

まして、根本的改善論議がなされぬままに統合小学校建設が早急に決まった、急遽決まったわけでございます。ですから、私は6月議会で認定子ども園開設計画も並行して進めるべきとして質問いたしました。本来私は、建物に財政負担をかけるのは反対であります。子供たちの将来に対して、また子育て支援として認定子ども園を必要とするならば小学校建設と同じか、その前に建ててこそ意義があることだとして、建設の可能性と緊急性を含め、早急なる取り組みについての要請をいたしました。その要請に対して、現在どのような形で作業が進んでいるのか伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 認定子ども園の開設時期の考え方についてお答えさせていただきます。

認定子ども園の開設に係る作業が進んでいるかのご質問ですが、第2回定例会後7月に子ども・子育て会議を開催し、認定子ども園に関するアンケート調査の内容等につきましてご協議をいただき、8月に子育て世代の保護者370世帯に対しましてアンケート調査を実施し、現在集計作業等を行っているところです。今後の作業スケジュールにつきましては、子ども・子育て会議を開催し、アンケート調査の報告をするとともに、認定子ども園の開設場所等について何案かご提示し、それをたたき台としてご協議いただく予定としております。その後、庁内関係者による認定子ども園に関する検討会などを開催し、年内をめどに公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、認定子ども園の開設時期等につきましては児童福祉施設整備計画に明記する予定としておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 私は、6月議会で子育て支援に対して行政のやる気をその保護者や市民に示すべく、ぎりぎりの選択で子ども園開設についての質問をしたわけですが、その一部の

作業内容についてただいま答弁がございました。現在8月のアンケート調査の集計をしているとのことですが、そうしますと結果や判断は10月になるのかなと、こんなふうに思っております。その後、認定こども園に関する検討会などを開催し、年内をめどに公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、開設時期については児童福祉施設整備計画に明記する予定としているとのことですが、年内をめどに明記するだけなのか、それとも明記した後、年度内をめどに31年度の建設計画ができ上がるのか、そして3月議会に予算化に向けての提案ができるようになるのか、はっきりした答弁をいただきたいと思っております。これは、もう緊急として私はお願いしているわけですので。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 認定こども園の開設時期等につきましては、年内をめどに公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら児童福祉施設整備計画に明記する予定とし、同計画策定後は速やかに施設定員などの基本方針や開設までの事業スケジュールなどを記載した認定こども園開設に係る基本計画策定作業に取りかかる予定としております。

3月議会に予算化に向けて提案ができるようになるのかとのご質問ですが、同基本計画の策定には相当程度の策定期間が必要なこと、また平成31年度は骨格予算となりますことから基本設計の予算化は非常に困難と考えるので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁ですと、平成31年度においては基本設計の予算化は困難だということですので。そういうことからしますと、非常に難しい話になってくるなと思っておりますので、次の質問に移らせていただきます。

項目2、財政面から見た建設の必要性についてです。私は、赤平市再生のためには子育て支援が最善策と考えており、認定こども園を建設するのなら今しかないとの思いで一般質問を行ってまい

りましたが、今建設できないというのであれば、今後の必要性について疑問を生じるところでもございます。6月議会の答弁では、時期が遅くなったとしても認定こども園の開設の必要性はあると言われましたし、現在その方向で進められているかと思っております。私の考え方は、両極端であるかもしれませんが、今建つのであれば行政の市民に対する物の考え方や子育て世代へのPRも含め、時期的に大変効果的意義があるかと思っております。しかし、よほど政策的に急ぐことがない限り、こども園は平成36年から37年度での開設が予測され、それ以後であれば子供たちの減少率、さらなる人口減少による財政負担増を想定すると、それ以後の時期での建設では無理が生じるのではと、このように考えているところでございます。

今後生じる財政負担を考えたときに、ことしから市立病院の償還が始まりますし、31年度は消防庁舎の償還も入ってまいります。33年度からは、統合中学校の29年度分からが対象となります。恐らく37年度からは、統合小学校の償還が始まるのではないのでしょうか。そのほかに公営住宅の除却や新築工事の建設費用も重なってまいりますし、将来的には水道事業の広域事業への財政的配慮も必要になってくるのが考えられるわけですので。ですから、建設計画が大幅におくれるとしますと、無理して認定こども園を開設しなくても現保育所は建築年数に照らし合わせて今後30年以上使用することが可能とのことですので、現在の保育所を有効活用することで将来の財政問題に対処するという考え方も出てまいります。

これから公共施設整備計画についての検討が行われるかと思いますが、認定こども園については開設時期によっては大きなメリットと、またリスクが逆に伴うのではないのでしょうか。私は、認定こども園の必要性については十分理解しております。ですから、何としても統合小学校の開設時期か、その前にもこども園の開設を政治的配慮も含め、期待して質問してまいりました。しかし、その可能性がないとし

たら、財政負担の伴わない施策を優先させるべきとの考え方であります。いま一度両方の面から検討する必要があるのではと思っておりますが、いかがでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 認定こども園の財政面から見る建設の必要性についてお答えさせていただきます。

将来的な認定こども園の開設は、幼保一元化や少子化対策のため必要な施策であると市としては位置づけております。また、効率的な施設運営を心がけることも必要かつ重要な施策であると認識しております。認定こども園開設に関しましては、既存施設の有効利用や子育て世代の定住促進等も検討材料にし、子ども・子育て会議や認定こども園に関する検討会などで協議し、本市にとって何が最良の選択なのか、開設時期、開設場所等の計画を策定する方針としておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁内容を聞いておりますと、各種会議や検討会を経て本市にとって何が最良の選択なのかと、開設時期、開設場所等の計画を策定する方針としているというごもっともな答弁でありますけれども、逆に裏を返せば認定こども園に対する緊急的建設計画の要請にはまだ何も進んでいないと、応えていないということが感じられるわけでございます。

また、私は将来の財政的不安要素を心配しながら質問しているのに対しまして、財政面には的確に触れておりません。これは、もう本当に振り出しの感じがいたします。もう一度適切な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 認定こども園の開設に関しましては、既存施設の有効利用や子育て世代の定住促進等も検討材料にし、子ども・子育て会議や認定こども園に関する検討会などで協議するこ

ととしておりまして、開設場所等について何案かご提示し、それをたたき台としてご協議いただく予定としております。また、既存施設や旧赤平中央中学校跡地、有効利用のため現保育所も含めた案などを考えております。本年中に策定予定の児童福祉施設整備計画に認定こども園の開設時期も明記することとなりますが、その際は市の財政状況も勘案し、検討いたしますので、ご理解いただきたく存じます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁、ちょっと紋切り型の答弁になっておりまして、協議いただく予定と、この文言が中心となっております、どのような取り組みとなるのか、その方向性が全く私には見えてこない、こんなふうにも思うわけでございます。

ここで、市長の答弁を求めたいと思います。私は、認定こども園に関しては本市にとって将来の人口政策に大きくかかわってくるものと認識しており、子育て支援の最たるものとして受け取っております。ですから、認定こども園開設に当たっては最優先事項として政治的配慮も含めて高校跡地に統合中学校を、その跡地に統合小学校をという従来の構図ではなく、サ高住計画が立ち消えとなってきた今、旧中央中学校跡地への選択も視野に入れた質問をしてきました。一定程度今の答弁にもございましたけれども、まだ迷っております。しかし、現段階ではその先が本当に何も見えておりません。

また、保育所のあり方からしますと、今まで保育所の待機児童問題については認定こども園ができるまでとしての答弁でありました。そのため、こども園はいつできるのかとの質問で建設場所や開設予定などを議論してまいりましたけれども、その内容についても一向に進展しない状況にあるわけでございます。市長は、公約の中に認定こども園開設をうたっておりますが、今不可能としても可能な時期に建設するという意思は変わらないかと私は思っております。私が提案している認定こども園の緊急的開設策の可能性についてはゼロなのか、全くだめなのか、

また市長が考えている認定こども園開設時期の見通しと、あわせて財政的見地から判断される現保育所の有効活用の考え方等について、ここでもう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 認定こども園の開設に関しましては、担当の課長のほうからもご報告をさせていただきました。子ども・子育て会議あるいは認定こども園に関する検討会などで協議することとしておりまして、開設場所等につきましてもいろんな場所を検討しながら協議をしていくということでございます。また、既存の施設あるいは議員が指摘しました旧赤平中学校の跡地あるいは有効利用のため現保育所も含めまして、さまざまなことを検討してまいりたいというふうに思います。そして、本年度中に策定予定の児童福祉施設整備計画にこの認定こども園の開設時期も明記することとしておりますけれども、その際には議員おっしゃるとおりに市の財政状況も勘案しながら検討をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 市長の一定程度の考え方が今ちょっと出ましたけれども、財政的問題がやっぱり一番の問題になってきます。それで、何が大切かという部分ではやはり保育所問題、認定こども園問題、いわゆる子育て支援のこの支援対策が一番私は大切だと思っているわけでありまして。そういう中で、本当に今緊急にということで私は申し上げておりますが、今市長の答弁にもありますようになかなか先へ進んでいかないと。こんなことでございまして、この辺はなかなかそのタイミングという問題もありますかと思っておりますけれども、しかしそういう意味では市長の決断もはっきりしないから、このようにだらだらと長引くのではないのかなと私は思っています。

それで、ここで立坑問題を出しますと話が長くなりますけれども、市民にとって本当に何が一番大切

なのかと。本当に12月議会という1度の論議で、緊急的にガイドンスは建ったわけでございます。課題が多い中で取り組む順番が本当に私は市長にとって間違っただと、このように思っておりますので、このことは本当に忘れないでいただきたいと思います。それに比べて保育所、認定こども園に関しては昨年度からの議論が続いておりますけれども、今言ったように本当に市長が今答弁してもまだこれ解決のできない問題になっているわけでございます。そういうことでは、この件についてはまたどこかで私は質問していきたいと思っております。

最後に伺いますけれども、現在アンケートについては集約中と答弁が先ほど課長のほうからありました。このアンケートの質問要項の中心的内容は、1つには認定こども園は必要だと、それから2つ目にはどちらとも言えない、3つ目には認定こども園は必要ないというような設定になっているようでございます。この結果について、どのように扱っていくのか。単なる判断の参考資料とするのか、それとも開設計画の是非に直接大きく影響するのか、この辺の考え方を伺っておきたいと思っております。

○議長（北市勲君） どちらが答弁、市民生活課長、答弁しますか。若山議員、答弁はどちらに求めますか。市長。

○市長（菊島好孝君） 先ほど議員もおっしゃったように私も同じ意見でございまして、市民の声を十分に尊重しながら考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 本当は、もう少し内容を細かく出していただきたいかったと思っております。これからこの問題についての件につきましては、一般質問を通してこれからも議論させていただきましても、一番大切なのはやっぱり市民の声であります。言われるとおりです。それを基本とし、次に健全財政に基づいた行政的確な考え方を踏まえ、市民生活安定向上のための結論としていただきたいと思っております。このことを要請いたしまして、こ

の件名の質問を終わらせていただきます。

以上をもちまして、私の質問、一般質問を全て終わります。適切な答弁、ありがとうございました。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序2、1、子育て支援について、2、空き家対策について、3、宅地分譲について、4、遊休公共施設について、議席番号7番、伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 通告に基づき質問いたしますので、答弁のほどをよろしく願いいたします。

件名1、子育て支援についてであります。項目1、保育所の現状について。ことし全国の待機児童数は、4年ぶりに減少したということであります。しかし、北海道では逆にふえていると、そういうようなことでもあります。2020年までに待機児童ゼロの目標を掲げていますが、来年10月から行われる幼児教育の無償化で利用希望者がますますふえる可能性があります。待機児童問題については、依然として受け皿整備が整っていない状況にあります。保護者からは、せっかく無償化になっても子供を預けることができない、その前に待機児童問題を何とかしてほしいという声が多くあります。

当市においても保育所の問題については、ほとんどの同僚議員から幾度となく質問があり、私自身も何度も質問をさせていただいております。人口減少対策の取り組みとして、私は子育て支援政策は重要課題だと思っておりますので、再度質問をさせていただきます。昨年12月の私の質問の時点で、104名の入所者数で2名の待機児童が発生していることが確認されております。また、ことしの4月の入所希望者数は何名いるのかという質問に対して107名との答弁でありました。待機児童を発生させないために面積基準を考慮し、ことしの4月より1年間の限定

で子育て支援センターを文京保育所からコミュニティセンター別館に移設し対応したりと策を講じられたと思います。しかし、2カ月後の6月には保育士不足から入所希望者を受け入れることができず、5名の待機児童が発生しております。それから3カ月経過した現在、待機児童の状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 保育所の現在の待機児童の状況についてお答えさせていただきます。

保育所の待機児童につきましては、平成30年4月1日現在では回避されておりましたが、その後ゼロ歳児3名を含む5名につきまして入所の申し込みがございましたが、保育士不足により入所させることができず、保護者のご理解をいただき、保育士が確保されるまでの間、待機をしていただいている状況でございました。その後、臨時保育士を1名確保し、ゼロ歳児2名の待機児童が入所しましたが、その後申し込みによりゼロ歳児1名が待機となり、現在の待機児童は4名となっております。

待機児童解消対策として、10月採用の保育士等採用試験を実施し、来年4月採用の保育士等採用試験の募集に関しては近隣や旭川、札幌方面はもとより、遠くは道東方面へも足を運び、全道19養成校へ直接出向き、就職担当職員等に募集要項の説明をし、応募のご協力をお願いしているところであります。保育士確保が待機児童を発生させない最大の手段となりますことから、引き続き広報あかびらやハローワークなどを通じ、保育士の募集を行ってまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 今現在4名ということを確認しましたので、そのことを踏まえて質問を続けさせていただきます。

待機児童問題については、ほかの自治体でも保育士不足によることが一番の原因だと私も思っております。当市においても何度も保育士不足が問題にな

っております。以前同僚議員から、保育士の確保が厳しい状況なのであれば臨時で募集するのではなく正職員として募集をする、また採用年齢を引き上げて保育士を募集していくことも必要なのではないかとこの質問に対し、検討していきたいと答弁しておられました。いまだに待機児童の発生が大きな問題となっていく中で、保育士不足により待機児童が発生しているのであれば、保育士確保についてはさまざまな観点から検討していかなくてはならないと、そのように思っております。8月に保育士採用試験があり、10月1日より採用するとのことですが、採用後の人数で保育士は充足され、保育業務などを含め支障を来すことなく運営ができるのか、またそれに伴い現在行うことができている一時保育は再開できるようにするのかをお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 年度内の保育士採用により保育士は充足され、一時保育はできるようになるのかとのご質問にお答えさせていただきます。

現在の待機児童は4名となっておりますが、10月採用の保育士等試験の実施によりまして保育士の確保もめどが立ち、待機児童4名は解消される見込みとなり、通常保育における保育士は充足されている状況となっております。しかしながら、一時保育につきましては保育士不足により実施できていない状況でありますことから、通常保育に支障のない範囲内で一時保育が可能な日、可能な時間帯で限定的ではありますが、実施方法等を含め保育所長とも協議を行っているところでございます。また、一時保育が安定的にできますよう、引き続き広報あかびらやハローワークなどを通じ、保育士の募集を行っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたが、今回の保育士の採用により、まず4名の待機児童を解消されると。また、通常保育に

おける保育士は充足される状況だということですが、そこでちょっと確認をさせていただきます。

以前にも質問をさせていただきましたが、赤平市では朝7時から夜7時までの12時間の開所時間で土曜日も開所しております。支援が必要な児童の加配も含めて保育士の勤務時間8時間を維持することができているのかという質問に対して、保育記録の記載、各種行事の事前準備、保護者や関係機関への連絡事項を作成する時間を含めると足りている状況ではない、ほぼ全ての職員が勤務時間を工夫しながら対応していると答弁をいただきました。その工夫というのがちょっとどういう意味かわからないのですが、その後の質問で通常勤務時間では対応し切れていないため、ほとんど時間外勤務で対応しているということがわかりました。しかし、今回は充足とのことですので、職員が何らかの理由で休暇をとったとき以外は通常勤務で対応できるということと認識してよいのか、まずその点からお伺いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） ただいま通常保育における保育士は充足されている状況であると答弁させていただきましたが、これは待機児童4名の解消がされ、待機児童がいなくなり、保育士は充足されているとの趣旨でございまして、延長保育などへの対応時間は時間外勤務にて対応しているのが実態であります。これは、保育士の健康管理の面からも好ましいことではないことから、引き続き保育士確保のため広報あかびらやハローワークなどを通じ、保育士の募集を行い、保育士の待遇改善を図ってまいりたいので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまの答弁ですと、待機児童の解消だけであり、現状は今までと同じであると、そういうことだと思います。また、延長保育も時間外勤務で対応しているということであれば、保育士が充足しているとは言えないのではないのでしょうか。そのような状態で先ほど答弁され

ていた一時保育が本当にできるのでしょうか。一時保育については、通常保育に支障のない範囲内で可能な日、可能な時間帯で限定的ではありますが、実施する方向で実施方法等も含め、保育所長とも協議を行っているとも答弁しています。延長保育が通常保育に含まれているのかかわらず、時間外勤務で対応しているのであれば、私は支障を来しているのではないかと、そのように思います。また、4月から今現在まで一時保育ができていない状況で10月採用の保育士が待機児童解消だけというのであれば、今後も一時保育はできないということではないのでしょうか。できるとのことであれば、既に4月からできていたと思います。可能な日、可能な時間帯での限定的な実施ではニーズには応え切れなと思いますが、いかがでしょうか、その点をお伺いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 一時保育につきましては、保育士不足により実施することができず、本年4月現在、一時保育の登録をされている5世帯の保護者に対しまして、保育士不足により一時保育を実施することができないことをご連絡させていただいたところです。市としましても利用を希望する保護者に対しまして、利用することができず、まことに申しわけなく思っております。

安定的な一時保育の実施のために保育士の確保が必要なため、臨時保育士の募集を4月より現在まで引き続き行っているところでございます。今後につきましては、このたび保育士の採用により保育士がふえ、10月より保育士の勤務表が変わりますので、その中で一時保育の実施が可能な日、時間帯がないか検討し、一時保育が可能な場合は登録保護者へご連絡を差し上げる予定としており、あわせまして臨時保育士の募集も引き続き行ってまいります。

延長保育につきましては、保育標準時間を超える保育に必要な時間、午後6時から午後7時まで30分単位で保育を行っておりますが、利用時間が最大1時間の利用となるため、1時間に限定し、臨時保育士を雇用することが非常に困難なため、やむを得ず

保育所長とも協議し、原則正職員の時間外勤務にて対応させていただいておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 何回質問しても保育士不足という答弁しか返ってこないのですけども、それではちょっと市長のほうにお伺いいたします。

市長は、ことしの3月の予算委員会において、同僚議員から一時保育、延長保育などは残念けれども、保育士不足によって保育士に負担がかかるのであれば、やめなければならぬのではないかとこの質問に対し、子育て支援はやめるつもりはありません、私たちができるあらゆることを考えながら対応していくしかない、そういう中でスピーディーにやっていく、それしかないと思うと答弁されております。また、保育環境の整備については、2カ所の保育所と幼稚園が一緒になった場合、保育士不足が解消されると考えるため、認定こども園の設置について早い時期に一定の結論を得ていきたいとも答弁されております。

菊島市政になって3年間、保育所問題については何回も質問をさせていただき、同僚議員からも同様の質問が何度もありました。しかし、改善されるどころか待機児童が発生し、一時保育もできないなど状況は悪くなっていくばかりだと私は思っております。また、保育士も充足されておらず、身体的負担、精神的負担が危惧され、何よりも保育の質の低下を招くことにならないのかということが心配です。しっかり現状を把握して対策をしていかななくてはならないと思います。市長は、保育所問題や認定こども園について、私の質問、そして同僚議員からの同様の質問に対して何度も検討します、協議します、公共施設等総合管理計画の見直しもしていかなければならないと答弁を繰り返されていますが、この3年間何も進展していないと思いますが、このことについて市長はどうお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（北市勲君） 暫時休憩します。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○議長(北市勲君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長(菊島好孝君) 大変申しわけございません。認定こども園など子育て支援に関するこれまでの取り組みについてご批判というか、ご質問をいただきましたけれども、子育て支援や特に保育環境の整備につきましては議員ご指摘のとおり、認定こども園の設置等について早い時期に一定の結論を得るべく引き続き取り組んでいるところでございますけれども、残念ながら待機児童が発生し、ご不便をおかけしているというふうに思っております。しかし、一方では保育所の待機児童を解消するために子育て支援センターを臨時的に移転させていただいたり、あるいは保育士の採用など根本的な解決ではありませんけれども、子供たちを受け入れる体制づくりに努力しているところであります。児童福祉施設の整備計画につきましては、どうしても慎重な検討が必要などころもございますが、年内をめどに策定をするべく取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(北市勲君) 伊藤議員。

○7番(伊藤新一君) [登壇] 余りしつこくやると、恐らく答弁でまた暫時休憩入ると思っておりますので、私のほうから一言市長のほうに申し上げることは、待機児童問題、これは保育士不足ということは前からほかの議員も、特にことしの3月では全議員が同じことを言っております。その中で、今までやってきたのは本当に市長が今答弁されたように根本的な解決策にはなっておらず、綱渡り状態。ですから、今後もし誰か一人でも入ってくると、ほかの保育に影響が出てくると思います。私は、市長が一生懸命取り組んでいるとは思いますが、結果が3年間何も変わっていないのです。このことは、やっぱり市長に強く申し上げ、早急な対応をしてい

ただきたいということでこの質問は終わらせていただきます。

それでは、続きまして件名2、空き家対策についてであります。1、倒壊の危険のある空き家について。この問題については、昨年12月にも質問していますが、倒壊の危険のある空き家がまだ数多くあり、市民から絶えず心配の声が多く、再度確認のため質問をさせていただきます。少子高齢化がますます進み、核家族化などにより老朽危険家屋や倒壊の危険のある空き家がふえてきています。各自治体においても空き家対策として、支援制度や老朽危険家屋に対して条例を制定しているところもあります。しかし、私的財産のため所有者を特定し、所有者に対して倒壊したり部材の飛散するおそれがあることを連絡し、除却の要請をしているというのが現状だと思っております。本市としても空き家対策として空き家バンク制度、あかびら住みかエールや老朽住宅除却工事を対象としたあんしん住宅助成事業などを実施していますが、現状については残念ながら老朽危険家屋が余り減っていない状況だと思います。行政のほうにも台風や強風などが発生するたびに地域住民から不安なため連絡があり、対応を求められていると思います。今後自然災害や降雪による建築物の飛散や倒壊の危険がある空き家について、どのように取り組まれていくのかお伺いいたします。

○議長(北市勲君) 市民生活課長。

○市民生活課長(町田秀一君) 空き家対策につきましてお答えいたします。

7月広報でご案内させていただきましたとおり、本市の空き家等対策の基礎的な資料とするため、現在国土交通省の補助金を活用いたしまして現地調査や所有者調査等実態調査をし、空き家のデータベースの整備を進めているところでございます。今後さらにこのデータをもとに空き家対策協議会を設置し、空き家等対策計画の策定を進めていくこととしてございますが、さきの議会でもご報告申し上げましたとおり本協議会におきましては法では補い切れない部分、例えば空き家等の状態が急激に悪化し、

公共施設等を利用する不特定多数の人の生命、身体または財産に重大な損害を及ぼすなど緊急に対応を必要とする場合でございますけれども、危険な状態を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができますよう緊急安全措置の規定を条例で定めている市町村もございますことから、条例の必要性について協議していくなど予定しているところでございます。このほか、先進の市町村におきましては施設に入所する際には、その保有している財産管理の相談も承るなど内部で役割分担しておき、対応してございますので、庁内の実施体制の調整も進めているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁をいただきました。空き家になっている老朽危険家屋であっても個人の私的財産であり、やはり行政が介入するというは大変難しい問題であると思っております。空き家のデータベースの整備を進めている、さらにデータをもとに空き家対策協議会を設置し、空き家等対策計画の策定を進めていくとのことでもありますけれども、同時にただいまお答えいただいたように施設入所、それと転出などにより空き家になる可能性がある家の把握についても事前に情報を収集し、データベース化して各担当課でその情報を共有していくことも今後必要になっていくのではないかと、そのように思っております。また、緊急安全措置の規定を条例で定めている市町村もあるとのことですので、ぜひ赤平市でも条例の制定について早急に協議を進めていただきたいと思っております。いずれにしても、市民からの不安の声をなくし、安心して暮らすことができるように取り組んでいただきたいと思っております。この質問は、これで終わらせていただきます。

続きまして、件名3、宅地分譲についてであります。項目1、市有地と民有地について。総合戦略の中の移住定住対策の一つとして、赤平市の市有地を

地価の1割、つまり9割引で販売しております。総合戦略の政策として進めていますが、赤平市が販売している土地の近隣住民から、個人が所有している土地を売りたいけれども赤平市で安く売っているため売れない、または売買価格が下がる、財産価値が下がる、個人住宅の多いところについてはもっと考慮してほしいなどの声が数多く出てきています。この政策については、平成31年までの計画ですが、今現在の分譲地の区画について、何区画あり、何区画売却されているのか。また、このままだと何らかの理由で赤平を離れていく方が個人で家売ることもできず、老朽化した家を除却するにしても高額な費用がかかる、除却しても土地が売れない、除却しても固定資産税が高くなるということで、先ほどもちょっと質問しておりますけれども、ますます空き家がふえてくる可能性もあると思っておりますが、このことも含めどのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） 市有地と民有地についてお答えをさせていただきます。

持ち家住宅建設用地を購入しやすいよう支援し、移住定住の確保及び地域経済の活性化を目的として、公営住宅の跡地を有効活用した持ち家住宅土地購入助成事業を平成28年7月から実施しているところでございます。この事業は、先ほど述べましたが、公営住宅の跡地を有効活用し、その土地を購入しやすいよう土地の基準価格の9割を市が助成する内容であり、土地の基準価格や財産価値を下げているものではございません。赤平市としましては、新築住宅が一面にまとまって建つことにより、その周辺にまた新築住宅が建つ起爆剤となることを期待しているところでございます。新築住宅を建てることは、生涯のうち何度もあることではございませんことから、効果があらわれるのには長い月日がかかると考えております。このことから、近隣住民の方々に誤解を招かない方法など、期間の最終年であります来年度中に検討をしていきたいと考えております。

なお、分譲地の状況であります。自己住宅用分

譲地は20区画のうち6区画、民間賃貸住宅用分譲地は4区画のうち2区画が売れております。赤平市としましては、少しでも個人住宅及び民間賃貸住宅を建設していただき、定住を促し、人口流出に歯どめをかけられればと考えておりますので、ご理解いただきたいようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁をいただきましたけれども、移住定住の確保及び地域経済の活性化を目的として公営住宅の跡地を有効活用した持ち家住宅土地購入助成事業は総合戦略の政策の一つとして理解しているところではあります。しかし、土地を購入しやすいように9割引の看板が立っているということで、そのことによりやっぱり地域住民は売買価格が下がり、財産価値が下がっていると、そういうふうに思っております。地域住民からの土地が売れないという声がある以上、この助成の方法や看板の表示の仕方を検討しなくてはならないと思いますが、どうなのでしょう。

それと、例えば土地の割引ではなく、あくまで土地については基準価格で売り、後に別の方法で9割を助成するという形にすれば地域住民のそのような声もなくなるのではないかと思います。まだ区画が14区画と2区画残っております。平成31年までの計画ではありますが、この住民の声を考慮し、見直しも含め検討していただきたいと、そのように思っておりますので、よろしく願います。この件については、これで質問を終わらせていただきます。

続きまして、件名4、遊休公共施設について、項目1、今後の小中学校校舎活用についてであります。今現在、小中学校の統合による空き校舎が小学校1校、中学校が4校あります。小学校は旧住友赤平小学校で、併設する幼稚園もあります。中学校は旧平岸中学校、旧茂尻中学校、旧赤平中央中学校、旧赤平中学校で、赤平中学校については除却し、統合小学校を建設する計画になっており、予算化もされております。結果、小中学校合わせて4校が廃校舎になります。

公共施設等総合管理計画によりますと、それぞれ旧平岸中学校、旧茂尻中学校、旧住友赤平小学校は除却、旧赤平中央中学校は除却後サービス付き高齢者住宅の計画があります。しかし、進展がない状況です。旧平岸中学校、旧茂尻中学校については、それぞれ除却の計画がありますが、閉校後10年以上たった今でも手つかずの状態です。また、借地料を支払っている旧住友赤平小学校についても除却の計画ですが、これも手つかずの状態です。また、平成34年には統合小学校ができ、それと同時に豊里小学校、赤間小学校、茂尻小学校の3校が廃校になると7校の校舎が残ることになります。豊里小学校、赤間小学校、茂尻小学校については、閉校後それぞれ活用する計画になっております。そこで、今現在の廃校になっている4校舎と平成34年以降に廃校になる校舎についての具体的方策が定まっているのかをお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

平成28年4月に策定した赤平市公共施設等総合管理計画におきまして、議員ご指摘の廃校となっている旧平岸中学校、旧茂尻中学校、旧住友赤平小学校の3校につきましては財政状況を見きわめながら解体し、借地している土地に関しては返還するとしております。

なお、旧住友赤平小学校内の炭鉱歴史資料館に保存されております資料につきましては、遊休施設等に全て移設可能となっておりますことから解体できる状況であります。

また、旧赤平中央中学校につきましては、跡地にサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者施設を整備するとしておりますところではありますが、情勢変化もあり、具体的な計画には至っていないところであります。

また、平成34年度の小学校統合により廃校となる予定の茂尻小学校、赤間小学校、豊里小学校の3校につきましても赤平市公共施設等総合管理計画においてそれぞれに計画を定めているところではありま

すが、具体的な計画には至っていないところであります。今後におきましては、公共施設等総合管理計画庁内マネジメント会議において、これら7校全てについて財政状況を見きわめ、情勢変化に応じた具体的な計画を策定することになると考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁をいただきましたが、それぞれ計画を定めているが、具体的な計画には至っていない。公共施設等総合管理計画庁内マネジメント会議において、財政状況を見きわめ、情勢変化に応じた具体的な計画を策定とのことだと思います。

除却について、まず私は安全面からもあかびら市立病院、それと商業施設に隣接する耐震強化になっていない建物である旧赤平中央中学校を早急に除却しなくてはならないと思っております。9月6日には、北海道で先ほどお話がありました大きな地震が起きました。いつまたそのような災害が起こるかわかりません。第1に、安全面から考えて取りかかるべきと考えます。次に、借地料を支払っている旧住友赤平小学校校舎については、市長が住民説明会で触れていることから、市民からはガイダンス施設ができたのに、いつになったら除却するのかという声もあり、当然のことながら使用していない旧住友赤平小学校も早急に検討していかないとないと思っております。まず、この2つの旧小中学校についての考えを伺います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 旧赤平中央中学校と旧住友赤平小学校の早急な除却についての考え方でございますが、旧赤平中央中学校につきましては赤平市公共施設等総合管理計画の中の学校教育施設の方針といたしまして、赤平中央中学校跡地はサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者施設を整備するとしておりますが、市の中心部にあることや市立病院も近くにあることなどから、これまでも多くのご意見をいただいております。市議会の中でも児童福祉施設な

ど可能性も含め、さまざまな議論があったところでございます。したがって、旧赤平中央中学校は児童福祉施設の可能性も含め、関係各課にて協議しているところであります。

また、旧住友赤平小学校につきましては賃貸借契約の必要性がなくなり、かつ契約相手方と契約終了についての協議が調った段階で解体、除却の実施設計及び工事を行うことと考えておりますけれども、大型建設事業や市全体の遊休施設における解体、除却とあわせて検討し、計画的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 先ほどの答弁とただいまの答弁で、公共施設等総合管理計画に基づく庁内マネジメント会議の中で財政状況を見きわめながら協議するとのことだと思います。当市には、ほかにも遊休公共施設があり、その除却も含め当然検討していかなくてはならないと思っております。大型建設事業や市全体の遊休施設の解体、除却とあわせて検討し、計画的に進めてまいりたいと考えておりますと課長も答弁しておられます。しかし、間違いなく平成34年、統合小学校ができるのと同時に3校が廃校になります。学校関係については、最初に申し上げたように廃校舎が7校になり、耐震化になっていない旧住友赤平小学校、旧平岸中学校、旧茂尻中学校、そして旧赤平中央中学校は早急に除却の検討をしていかなくてはならないと思っております。

当市には、ほかにも耐震化になっていない遊休公共施設はありますが、特に旧赤平中央中学校については立地場所などから人が多く通るところでもあり、危険性が高いと思っております。サービス付き高齢者向け住宅あるいは児童福祉施設の可能性も含め協議しているとのことですが、この施設が建つ建たないにかかわらず、市民生活の安全面からも早急に除却の検討をしていただきたいと思っております。このことを強く要望して、私の質問は全て終わらせていただきます。

○議長（北市勲君） 質問順序3、1、赤平中学校

の環境整備について、2、市民憲章の見直しについて、議席番号6番、向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 通告に従いまして質問させていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず、1番目に赤平中学校の環境整備について、バス通学についてお聞きいたします。茂尻、平岸、住友地区から登校する生徒のために各地区のバス停に待合室を設置する考えについてお伺いいたしたいと思えます。中学生は、スクールバスの運行がなくなってから赤平中学校に統合され、おおむね半径2キロ以内は徒歩や自転車通学であると思われませんが、それを超える地域からは公共交通を利用するわけでありませうけれども、現在赤平にあるバス停待合室が設置されているのは共和、若木、赤中、駅前、ふれ愛ハウス、住友、平岸地区、昭和の8カ所であります。市内には38カ所ぐらゐのバス停が上下であるということでありませうけれども、赤平に向かうバス停は共和と若木、赤中、昭和、平岸の5カ所であります。これは、赤平中学校の統合の話し合いの中では地域要望として上がってゐなかつたのかどうか。それぞれの地区のバス待合室の設置が必要ではないかと思えますが、いかがお考えかお聞きいたしたいと思えます。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

本市におきましては、平成26年度の茂尻小学校、住友赤平小学校、平岸小学校の3校統合の際に、それまで中学生を対象に運行してゐたスクールバスを全面的に変更し、小学生にはスクールバスを運行し、中学生については通学距離が約2キロ以上の生徒に対し、公共交通機関のバス定期券を4カ月に1度現物支給してあります。

また、議員ご指摘の平岸、茂尻、住友地区におけるバス停の待合室設置についてであります。生徒、保護者及び地域住民からの待合室設置についての要望は今日まで一件も寄せられておらず、また統合協議においても特段要望がありませんでしたので、検

討には至ってゐないところであります。しかしながら、今後要望が寄せられた際には財政負担あるいは維持管理についてなどの課題が想定されるころではあります。関係機関並びに関係部署と協議、検討をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 中学校統合を契機にバス待合室の設置を検討されてはという質問になりましたけれども、毎日利用する中学生ばかりではなく、今後ふえていく交通弱者対策としてもゆつたりや生協など各種送迎バスの拠点としても待合室があることによってバスを利用しやすくなることから、まちの活性化としてまちのPRのための特色あるデザインであるとか、ものづくりのまちとしての企業のPRデザインの待合室とか、今後の公共交通の維持という点からも待合室の設置の意義もあり、必要性があるのではないかというふうに思えます。

また、バス待合室に対しての要望がなかつたということでありませうけれども、今まで調べてみますと、それぞれの待合室の現在あるところの経過は行政が工事の中でつくつたもの、地域の住民が主体となつて設置されたところもさまざまでありながら、地域の住民が要望して設置されたバス待合室はないということでありませうから、この要望が出されないということではなかつたかと思えます。また、その維持管理も行政ではなく地域の協力も必要になると思えますことから、行政からの呼びかけもあつてもよいのではないかというふうに思つてあります。今後要望があつた場合には協議、検討されるということでありませうので、今後よろしくご検討をお願いしたいというふうに思えます。

また次に、植栽についてお伺いいたします。中学校敷地に花壇の造成や樹木の植栽をすることにより、学習環境に非常によい影響があると思えますが、現在の新しく建つた中学校にはまだありませんけれども、計画に対する考えを伺いたいというふうに思えます。市民憲章にもありますように、きれいな花

と緑でまちを包みましょうとありますが、一時まちにサルビアなどプランターなど花がありましたけれども、最近是非常に少なくなってきたようです。特に公共施設での花壇などが余り見られなくなってきたように思われますが、それぞれ花壇や植栽についての教育的効果は大きいと思われませんが、いかがお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、赤平中学校の敷地には花壇及び樹木は一切なく、現在のところ花壇の造成及び樹木の植栽は計画しておりません。この現況に至った経緯としましては、新校舎の実施設設計当時の学校現場からの強い意向であり、花壇につきましては維持管理の負担、樹木につきましても剪定、落ち葉などの維持管理の負担あるいは将来の倒木の危険性などが理由となっております。また、現在の学校現場におきましても花壇及び樹木を望む声はなく、理由としましては維持管理の負担のほかに学校は緑の山々に囲まれ、環境が整っていること、また校舎内から窓越しに見えるすばらしいロケーションを樹木が邪魔をしてしまうことなどを挙げております。しかしながら、議員ご指摘の花壇や樹木が学習環境に与えるよい影響を否定するものではなく、今後生徒及び保護者などからの要望があった際には検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 赤平で38号線に入りますと、赤平の入り口とも言えるAKABIRAベース直売所の付近は非常に植栽されて、花壇が手入れされて、すばらしいなと思います。それからまちに入りますと、ほとんど見かけなくなってきました。また、住吉の沿線は桜やアジサイが植栽されている。こもれば通の植栽は、これからが見ごろを迎える。この赤平のやっぱり花がきれいに管理されているまちというのは、非常にいいのではないかと思います。

今新しくできました赤平中学校は、大変すばらしい学校でした。このすばらしい学校で私も学べたらという思いを持ちましたが、今はできたばかりで何となく違和感を感じております。やはり周りに花壇や植栽がないということでもあります。新築の新しい住宅もすばらしいと思う反面、年数のたった古い住宅でも手入れされた植栽やきれいな花壇が整備されていると、やはりそちらのほうが落ちつけるというか、心が穏やかになり、和やかになるのではないのでしょうか。花や緑というものは、子供を育てる場合において、勉強がよくできる子供を育てるということだけではなく、体育や文化や芸術など人を育てるさまざまな総合的なもので子供を育てていくということが大事なことでないかというふうに思っております。

ここで教育論を語るつもりはありませんけれども、花壇などの効果を認めながら取り入れないということの中に維持管理の負担が大きいということが言われましたけれども、物事でよいものをつくるのに手間暇がかかるというのは当たり前のことであります。やはりこの現場の負担を考えると、ないほうが楽だということはわかりますけれども、PTAだとか市民ボランティアなどの活動を利用するか、ぜひ知恵を絞っていただきたいものであります。花のまちとして、らんフェスタなどありますけれども、イベントのためだけの花のまちではなく、これからはそういう花をいっぱいにするということの取り組みをしなければならない。花が少なくなることは、少子高齢化、人口減少の影響で余裕がなくなっているのかと寂しく思います。まちの衰退につながっていくのではないかと思いますので、もう一度盛り上げる取り組みを期待するところであります。

それから次に、2番目の市民憲章の見直しについて質問させていただきます。市民憲章は、昭和49年に制定され、44年が経過している、時代の変化も大きいと思われそうですが、見直し時期に来ていると思います。考えを伺いたいというふうに思っております。赤平の市民憲章は、わたくしたちは、空

知川にはぐくまれ、石炭によって発展した赤平の市民です。この郷土に誇りと責任をもちより豊かなより美しいまちをきざぐため、この憲章を定めます。1つ、いたわりと笑顔をまちにひろめましょう。1つ、よく学びつくりだす芽をそだてましょう。1つ、きれいな花と緑でまちをつつみましょう。1つ、たくましいはたらく力をのばしましょう。1つ、みんなて語りみんなのまちをつくりましょう。やはりいま一度市民憲章を市民に再認識してもらう時期に来ているのではないかと思います、お考えを聞きたいと思います。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 市民憲章につきましては、お話のとおり昭和49年7月31日に空知川に生まれ、石炭によって発展した赤平の市民で、この郷土に誇りと責任を持ち、より豊かなより美しいまちを築くため定めたもので、5つの目標を設けております。

私たちは、これからも変わりなく、郷土に誇りと責任を持ってまちを築いていかなければなりません。文化会館の除却時に市民憲章を書いた掲示板を多くの市民の皆様目に触れさせていただきたいと願ひまして、コミセン入り口に設置させていただいておりますが、今後におきましても周知を図ってまいりたいと思います。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 向井議員。

○6番（向井義擴君）〔登壇〕 今少子高齢化、人口減少がとまらない現在、市民がやはりみずからまちづくりをする意識を高めるための基本としての市民憲章の意義が見直されるべきではないかと思ひます。市民憲章というのは、本来市民が自発的に自分たちのまちを住みよい快適なまちをつくらうという動きでありまして、行政がリードして行っていくというものではありません。まさに今後の地方自治のあり方を示している基本の形ではないかというふうに思っております。当然今の状況では、行政サー

ビスだけに頼って市民が快適な生活を送るということではできないということはありますし、みずからそれぞれ力を合わせて自分たちのまちを住みよい快適なまちをつくるという1つの基本になるのではないかというふうに思ひます。

子供からお年寄りまで、広く市民に周知された上で行動する。学校には、学校の校訓というのがきちっと並べられておりますし、それぞれの企業にもそれぞれ社訓とかいうのがあります。やはり市民憲章は、市民になるための人づくりのためにも教育の場でも教えてもよいのではないかというふうに思ひます。今制定されてから44年たっております。当時と現在のまちづくりの考え方が少しずつ変わってきているというか、大きく変わってきているのかなと思ひ、紛れもない事実だと思ひますのでけれども、このでき上がった今あるすばらしい市民憲章を新たな形で見直しというか、再認識をしていくという運動が必要ではないかというふうに思っております。

市長が常々言っておりますように、自分たちでできることは自分たちです、行政はそれを支援するというまちづくりに市民をもっと参加させていくことに行政側からも働きかけて工夫がなされるべきではないかというふうに思ひます。

中学校新築に伴っての質問にいたしましたけれども、このようなソフト事業が今後のまちづくりにますます重要な部分になっていくと思ひますので、ぜひ今後検討されることを願ひ申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時10分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、子育て支援と定住促進について、2、乳幼児健診について、3、防災・減災の取り組みについて、4、赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設に

ついて、議席番号2番、五十嵐議員。

○2番(五十嵐美知君) [登壇] 通告の質問に入ります前に、今月6日未明に北海道で初めて最大震度7を観測した胆振東部地震の発生によりまして甚大な被害でお亡くなりになられた方々、また被災された多くの皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げる次第でございます。また、一日も早い復旧、復興を願う次第でございます。

それでは、通告の質問に入らせていただきます。答弁をよろしくお願ひいたします。件名1、子育て支援と定住促進について伺います。項目1の国の政策で取り込まれる3歳児からの幼児教育無償化について伺います。昨年末に閣議決定された新しい経済政策パッケージに盛り込まれました幼児教育無償化について、消費税率10%に引き上げられる2019年10月から全面的な実施を目指すこととしております。幼児教育無償化のポイントは、全世帯の3歳児から5歳児で、住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児となっております。

そこで、当市の幼稚園では現在園児数は3歳児で17名、4歳児で18名、5歳児で13名の合計48名でございますが、今後幼児教育無償化に伴い、子供を幼稚園に預けている保護者の中には保育所に預け、仕事につく方の増加が見込まれると思われまふ。当市幼稚園として、今後どのように考えていかれるのか伺いたひと思ひます。

○議長(北市勲君) 学校教育課長。

○学校教育課長(大橋一君) お答ひいたします。

現在赤平幼稚園では、共働きのご家庭のお子さんを受け入れが可能であり、預かり保育につきましては総園児数48名中15名の園児が利用されております。

また、保育所ではなく幼稚園を選択されている保護者の方の理由としましては、保育所と幼稚園の保育料を単純に比較し、幼稚園を選択された方ばかりではなく、幼稚園は小学校と同じ教育現場であり、小学校との接続を前提にしており、幼稚園教育を子供に受けさせたいという考えをお持ちの方もおられ

ます。また、幼稚園は保育所と異なり送迎バスが運行されているため、幼稚園を選択されている方もおられますことから、幼児教育無償化の実施により急激に園児数が減少することはないものと思われまふ。しかしながら、議員ご指摘のとおり幼児教育無償化の実施に伴い、保護者が仕事につかれ、幼稚園から保育所へ子供の保育を変更される方もおられると考えますが、少子化の影響もあり、幼稚園の園児数が減少していくことは懸念されるところであります。

なお、認定こども園を見据えた幼稚園と保育所職員の人事交流も既に行われておりますことから、今後におきましては社会福祉課とともに認定こども園への移行を目指し、子供たちの保育環境について協議してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 五十嵐議員。

○2番(五十嵐美知君) [登壇] ただいまのお答ひで現状認識を聞かせていただきましたけれども、何点かさらに伺いたひと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

お答ひの中に社会福祉課とともに認定こども園の移行を目指して、子供たちの保育環境について協議していくということでありまふけれども、その中で送迎バスの運行なども協議されていくのか伺いたひと思ひます。

○議長(北市勲君) 学校教育課長。

○学校教育課長(大橋一君) 認定こども園への移行により保護者の負担がふえないよう協議してまいります。

○議長(北市勲君) 五十嵐議員。

○2番(五十嵐美知君) [登壇] 認定こども園への移行について、どのような場で協議されていくのか伺いたひと思ひます。

○議長(北市勲君) 学校教育課長。

○学校教育課長(大橋一君) 赤平市子ども・子育て会議の委員として係長職の幼稚園教諭、事務局として学校教育課の係長が毎回出席し、協議を行って

おります。また、本年1月23日に開催された認定こども園に関する検討会には私を初め、幼稚園長、副園長ほか計6名の学校教育課職員が出席し、協議、検討を行ったところです。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕では、この認定こども園に関する検討会、これについては私はプロジェクトチームと認識しておりますけれども、この1月23日以降は開催されましたか、伺います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） それ以降は開催されておられません。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕わかりました。大変に残念に思います。ぜひ認定こども園については、社会福祉課、担当だけでなし遂げることはありませんので、しっかり取り組んでいただきたいことをお願いしておきます。

項目2、認定こども園整備について伺います。さきの6月議会におきまして質問している経過を踏まえ、伺いたいと思いますけれども、認定こども園は保育体制の強化を図ると位置づけされ、児童福祉施設整備計画に盛り込まれております。その計画が策定されていない状況から、当市の保育所において待機児童の発生や保育士不足などから運営が厳しい状況において、私は認定こども園を特化してプロジェクトチームを立ち上げ、早期に進めるべきと訴えさせていただきました。そういう経過もあり、さきの議会において建設時期、場所を年内に示すという答弁でありましたけれども、アンケート調査の結果やプロジェクト会議の意見などを含め、まずはその進捗状況を伺っておきたいと思えます。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 認定こども園の進捗状況についてお答えさせていただきます。

認定こども園整備の進捗状況につきましては、第2回定例会後7月に子ども・子育て会議を開催し、認定こども園に関するアンケートの内容等につつま

してご協議をいただき、8月に子育て世代の保護者370世帯に対しましてアンケート調査を実施し、現在集計作業等を行っているところです。

今後の作業スケジュールを申し上げますと、子ども・子育て会議を開催し、アンケート調査の報告をするとともに、認定こども園の開設場所等について何案かご提示し、それをたたき台としてご協議いただく予定としております。その後は、市内プロジェクトチームであります認定こども園に関する検討会などを開催し、年内をめどに公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら認定こども園の開設時期、開設場所等につきましては児童福祉施設整備計画に明記する予定としておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕課長、前者と趣旨が似ているから、中身の質問が違って何か答弁がほぼ同じでありますね。再度伺っておきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

改めて、認定こども園に対してのアンケート調査を370世帯へ行って現在集計中ということでありまされども、その調査の報告を子ども・子育て会議において場所等について何案か提示し、たたき台として協議をしていく、その後にプロジェクトチームを開催して年内をめどに認定こども園の時期、場所等について児童福祉施設整備計画に明記していくということでありました。協議の際に場所について何案かたたき台として提示していくということについては理解いたします。ですが、前段の学校教育課長答弁で認定こども園に関する検討会というプロジェクトチームの開催は本年に入って既に9カ月の間に1月23日、1回だけの開催であったということは、もう既に9月の中旬に今現在なっているわけです。今後の日程の中で年内をめどの予定と答弁してはいますが、本当に課長、大丈夫ですか。最終、予定どおりできませんでしたということになれば、これまでの理事者による議会答弁を踏まえ、議会を欺くこととなります。しっかりと年内に示していただ

きたいと思いますけれども、課長、いかがでしょうか、確認しておきたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 検討会につきましては、議員ご指摘のとおり本年の1月23日を最後にもって開催しておりませんが、それにつきましては方針が決まらないという部分で、今回先ほど申し上げたとおり子ども・子育て会議でアンケートを実施いたしまして、開設場所等については何案か提示してやると、そういう方針が決まりましたので、事業として進んでまいりました。大変おこなっていることに関しては申しわけなく思っております。年内をめどに児童福祉施設整備計画を策定する予定としておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 課長、せっかくプロジェクトチームが立ち上がったのですから、子ども・子育て会議を踏まえて、議会の答弁を踏まえて、プロジェクトチームに意見とか考えなんかも伺ってもよかったのではないですか、何も全てがそこで決まるわけではないのですから。

なぜここまで詰めていかなければいけないのかということでもありますけれども、それは当市の子供たちの保育環境は保育士不足によって待機児童解消に至っていないからです。さきの議員の質問に対する答弁もありましたけれども、この10月に途中採用の保育士が勤務されても今現在でも途中入所させたくても待機児童を優先させるということで待機児童になっているのです。なっていくのです。仕事をしながら子育てのできないまちになっているので、言わざるを得ないのでございます。

次にお聞きしたいことは、アンケート調査について、子育て世代の保護者370世帯に実施したということですが、回収率はどのようになっておりますか。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 子育て世帯の保護者の370世帯のうち、回収済み世帯が150世帯で、回

収率は40.5%となっております。内訳といたしましては、保育所利用世帯が一番高く56.5%、続いて幼稚園利用世帯が52.4%、小学校通学世帯及びその他の世帯が32.9%で一番回収率が低い結果となりました。これは、認定こども園が就学前児童の利用施設ということで回収率に差が生じたものと推測されます。

アンケート調査の結果につきましては、子ども・子育て会議での協議に活用する予定としておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 370世帯に配付のうち、回収できているのが150世帯ということですね。それで、この回収率で多様な意見や民意の反映がされると思いますか。されたとは言いにくいです。今回のアンケート調査で、保護者の中には何を求めているかわからない、またアンケートをとる意味がわからないなどお聞かせいただきました。保護者の多くの皆さんは、仕事をする上で子供を安心して預けてもらえる場所があるということが最大の望みであります。今回のアンケート調査に戸惑ったようでございます。

そこで、調査用紙にあわせ、認定こども園って何、どんなところを説明する用紙もあわせて配付されております。その中に2点のデメリットが表記されております。デメリットの1点目、お住まいの地域により現在通園や通所している場所より遠くなり、送迎時間が増加する場合があります。これってどこの場所に、幼稚園、保育所2カ所が1カ所になって認定こども園になるわけですから、どの場所に行ったら遠くなったり近くなったりする保護者はいるのではないですか。それがどうしてデメリットなのか。それと、もう一点、施設建設による借り入れ、地方債といいます。複数年に分けて返済します。その返済が発生し、市の財政に影響を生じるおそれがある。担当もかなりいろんなことで苦労し、悩まれてこういうことになったのだらうと私はよいふう

予測したいけれども、どうしてこのような表現になったのか、記載されるようになったのか、課長、答弁をお願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 認定こども園のアンケート調査につきましては、前回25年度にアンケート調査を実施したところでありまして、認定こども園についての開設要望が極めて少なかったため、今回のアンケートでは子ども・子育て会議で協議いたしまして認定こども園に関する内容のほか、メリット、デメリットを記載して設問の回答の参考とさせていただきます。どのような意見を保護者の方がお持ちなのか、何が開設の支障となっているのかなど多様な意見を頂戴いたしまして、またニーズの把握には本調査の設問に対しては必要な記述と考え、記載しておるものですから、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 デメリットの借り入れ、地方債返済とかと出ていますけれども、これは今現在認定こども園について新築なのか、既存の施設を改修なのか、場所も時期も何も決まっていない段階でのタイミングにおいてデメリットとしてこども園を知ってもらうチラシに記載することは到底理解できないのです。

この中で、この文言の記載について、私は副市長に尋ねました。なぜかといいましたら、このチラシの3の認定こども園建設に関するメリット、デメリットの中に、これらを踏まえ、赤平市では認定こども園を建設するメリット、デメリットを次のように考えていますと。赤平市ではですよ。担当の考えではないのですよ、赤平市では。そこで、私は副市長にこの文言の記載について尋ねましたよね、副市長。副市長もこの文言の記載はなじまないとし、財源は役所の話だからといって削除するように指示したと私に言ってくれましたよね。ですが、既に配付された後のことで、副市長が知ったのは事後報告にすぎなかったわけです。私は、役所の仕事としてのあり

方は、それぞれの課で市民向けの資料などはさまざまな会議や協議を経て作成されて、最終的に内容や方法などを役所として共有できて、共通の認識のもと進めていくのではないかと、それは当たり前のことなのではないかと思っております。今回のように赤平市の考えとして市民に尋ねる資料、また説明する資料の中に副市長の考えと担当課の考えの違うものが市民に伝わっていくこと自体に、役所としてこのようなことでいいのだろうかと本当に危機感を覚えます。その後、副市長、担当にどのように対処を進めましたか、伺います。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 私もアンケート調査を見させていただいて、その認定こども園の説明の欄にデメリットとして借り入れがふえるという記載がありました。これは、認定こども園に限らず、何かをしようというときにはどうしても必要な部分でございまして、あえて書く必要はないのではないかとということで指摘をさせていただきましたが、既に配付済みだったということで、その点についてどうしてこういう表現がということで尋ねましたところ、子ども・子育て会議の中でメリット、デメリットについてはきっちり説明すべきであるという意見があったので、借り入れについても記載させていただきましたということでございました。既に配付も終わっておりますので、子ども・子育て会議の意見を尊重するという事になった次第です。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 その後、どのように担当に……

○議長（北市勲君） 挙手してください。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 対処されたかと聞いているのです。

○副市長（伊藤嘉悦君） それで、担当のほうにどうしてこれを書くことになったのかということで確認したら、子ども・子育て会議の中で決まったということで、既に配付も終わっていたので、回収するわけにもいきませんので、そのまま子ども・子育て会議の意見を尊重するという事になった次第で

す。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 私はそうではなくて今言いたいことは、こういう資料も含めて子ども・子育て会議でもって出たのであれば、こういう資料を市民に提出いたしますと、これはアンケートで使いますということを担当のほうと副市長のほうとで共有しないといけないのではないですかということを行っているのです。そのことが相談も報告もされないままに、子ども・子育て会議でそういう話があったから載せて、出した後に事後報告、これでいいのですかと聞いているのです。その後どんなふうに対処されたのですか。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） その件につきましては、確かに私ども理事者がある程度認識すべきことだというふうに思いますので、今後におきましては担当課ともう少し緊密な連携をとりたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 そのことをきょうに至るまでの間にしてほしかったのです。そうでしょう。言いつ放し、やりつ放し、これは役所の仕事ではないです。

最後に市長に伺いますけれども、今回の議会質問通告に当たり、担当課ともさまざまな面で意見交換してきました。ですが、最後にあえて市長の考えを伺いたいと思ったことは認定こども園の考えを、時期を示していく上で市長の考えを聞いていきたいのですけれども、この認定こども園は前市長からの政策であり、第5次赤平市総合計画を上位計画として、そのもとに赤平市子ども・子育て支援計画に位置づけられているわけですよ。ここで市長に確認したいのですけれども、菊島市長は前市長の政策を継承していくのですよね。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 私が立候補するときは、前市長の政策を継承しながら、新たに私は私なりの目

標を持って進んでいきたいというふうな形で物を申したというふうに思います。ただ、継承と言っても継承すべくものは検証をしなければならない、ずっと継承をしていくと思ったら。そういうことは、これからもしていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 検証は、個々の中身の一つ一つのことを言いますよね。この中の総合計画のもとにある子ども・子育て支援計画です。これは継承していくというはずですね。それは市長の政策でありますから、考えを改めて伺っていきまされども、前者の答弁で財政面からも考えてとか言われましたけれども、この財政面を考えてと言うのであれば、これは政策である以上、政策予算になっていくのではないですか。

また、それと市民の声を聞いてと言いますけれども、これは既に政策の中で決まって進められて方向性があるのです。その中でどうするかは政策だから、決めていった中で政策予算が組めなかったらできないわけです。そういうことは、きちんと捉まえて議会答弁に当たっていただきたいなと思います。

それで、なぜ認定こども園を早期に取り組むべきなのかについては、それは保育士不足から2カ所の保育所運営が厳しいのではないですか。待機児童の解消を急がないといけないからで、保護者の中には仕事をしないと生活にかかわる一大事であるからこそ、児童福祉施設整備計画をもとに議員の多くが質問してただしているわけでございます。ただ単に幼稚園と保育所を1つにするというだけではないでしょう、この認定こども園は。

そこで、市長、この認定こども園の目的としているものは一体何だと思えますか、認定こども園の理念ですよ。

○議長（北市勲君） 暫時休憩します。

（午後 1時26分 休憩）

（午後 1時27分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（菊島好孝君） 済みません。認定こども園につきましては、幼保の一元化、それと少子化対応、これらの3施設の統合によりまして維持管理の軽減にもつなげていくということでございます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 それは、市としての取り組みの中身であります。この認定こども園の目的とする理念は、質の高い教育と保育です。こういった施設になれば、そこに行く子供たちにとってもさらによい、今よりもよい環境になるではないですか。しかし、この4年間、迷走してきたのではないかと思います。さらに、ここに来て後戻りしているかのようにも感じております。赤平市の政策であります。保育所に関しては、保育士確保なども含めて担当は本当に大変なご苦勞をされているようでございます。さらに、重責も担っているのが現状だと思います。子ども・子育て会議、議会答弁、プロジェクトチームを経て、最終判断は役所の頭脳集団をもって待機児童が出ないような保育環境を整えることが急務であり、赤平市は子育てしやすいまちになってほしいと切に願います。待機児童の保護者を代弁して最終判断のできる責任者であります市長に伺います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 今議員おっしゃったように認定こども園の開設に向けて、これからも担当課ともよく協議をしながら前向きに進めていきたいというふうに思っております。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ぜひ市長、やっぱり赤平で現状2カ所の保育所で保育士を雇いながら待機児童が出ないように確保していくこと自体が大変なリスクを背負っていくのではないかなという危機感もあるのです。それは、正職員でないとなかなか来てもらえない。その正職員は人件費です。

経常経費にはね上がります。そんなことがずっとできるのであればいいです。しかも、保育所なんかは身近にいっぱいあればいいのですから。それができないているからこそ、国もいろんなことを示しているのではないですか。ぜひこの点、よろしくお願い致します。

最後に、赤平市子育て支援条例に子供一人一人が守り育てられるべきかけがえのない存在であり、赤平の宝ですと。第9条に安心して子供を生み育てられる環境づくりとありますので、言葉だけではなく、ぜひ実行に移していただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

次、伺います。項目の3、子育て住宅と定住促進の考えについて伺いたいと思います。現在当市では公営住宅、吉野団地の建てかえの中で子育て住宅の位置づけもされ、取り組まれておりますが、現在子育て世代の定住を図る観点から若い世代の住みたい、住み続けたいと思う居住環境の整備を戸建てにより促進し、人口増や子供の出生率の増加に寄与している地域もございますことから、当市も働く場所があり、他市から通勤する若い方々も多くいらっしゃいますので、若い方が住んでみたいと思えるような近代的でおしゃれなデザインで開放感ある間取りで、子育て中の家族が使いやすい設計の戸建て住宅建設を今後は考えていってもよいのではないかと思います。先進地の事例も含めて参考にしていただきたいと思います。お考えを伺っておきたいと思致します。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 子育て住宅を戸建てによる定住促進についてでございますが、住宅は暮らしの原点となるものでございますし、特に若者は生活形態がさまざまであり、多様なニーズに応じた住宅支援を行うことで若年層人口の確保にもつながるものと考えておりますことから、子育て支援住宅の整備につきましては地域で安心して子供を産み育てられる住宅整備を目指し、取り組みを進めているところでございます。

議員ご指摘にございました戸建て住宅の建設などの子育て支援施策に取り組んでいる自治体の中には、平成26年の合計特殊出生率が2.81と極めて高く、またその後の自治体独自の出生率でも平成28年で1.85、平成29年は2.39と平成26年には及ばないものの、平成28年の全国平均1.44に対しまして高い水準を維持していると認識しております。この驚異的とも言える出生率が高まったのは、当該自治体によります子育て支援施策だけではなし得なかったのではないかと考えられております。しかしながら、議員のご提案の戸建て住宅の建設などの子育て支援施策についても今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 課長、成功事例でも課長ももうご存じのように岡山県の奈義町、新築の戸建て住宅を公住として子育て住宅を提供しております。そこで人口の増加と子供の出生率の高さが顕著にあらわれております。現時点で2カ所に木造2階建てを17棟整備しております。子育て家庭がそこに集まっております。子育て家庭は、周りに気兼ねなく子育てしたくてもなかなか現状先行きの不安などがあって、金銭面から戸建てをすることにちゅうちょしてしまいます。ですから、戸建てを建てるまでには至らない状況にあります。それが公住で家賃を払って住めるなら、働く場がある赤平ですから、住むことを選んでいただけるのではないかなと思います。今回そこで提案をまずはさせていただきましたので、今後ぜひ先ほどは研究と言われましたが、研究もいいでしょう。成功事例があるわけですから参考にして、いつまでもずっと何十年も研究は研究ではないですよ。どこかで研究の成果が出なければ、研究した意味がありません。ですよ、課長。そういうことで、この件についてはその後また再度伺っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

件名2、乳幼児健診について、項目の1、網膜芽細胞腫の早期発見の取り組みについて伺いたいと思

います。小児がんの一つに網膜芽細胞腫という目のがんがあります。乳幼児に多い病気で、患者の95%は5歳までに発見されていますが、発見がおくれるとがんが脳に転移して死に至ります。出生児の1万5,000人から1万6,000人に1人の割合で発症しています。親が赤ちゃんの目の異常に気づいても速やかに治療されないことがあります。早期発見であれば、抗がん剤治療等によって眼球を摘出しないで可能な限り残す方針で治療することが多いと言われております。網膜芽細胞腫は、ある程度進行すると白色瞳孔や斜視の症状があらわれ、これら乳幼児健診でチェックできれば早期発見につながることでございます。乳幼児健診の項目は、市町村が指定できると思いますので、ぜひ当市においても検査の目の項目に白色瞳孔を追加していくことについていかがお考えでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 網膜芽細胞腫の早期発見の取り組みについてお答えさせていただきます。

網膜芽細胞腫は、小児に特有の目の悪性腫瘍で、発見がおくれると眼球摘出、さらには死に至ることがあるため早期に発見し、治療することが重要とされています。発症年齢としては、遺伝性の場合には1歳まで、非遺伝性の場合には2、3歳にかけて発症することが多いため、この時期に見逃すことがないように親への周知や乳幼児健診におけるチェックが必要となります。当市では、生後4カ月、7カ月、10カ月、14カ月の子を対象に乳児相談を行っており、保健師による問診にて目で物を追えるか、斜視はないか、瞳が白や黄緑色に見えることはないか等の確認を行っております。1歳6カ月児健診、3歳児健診では小児科医による診察を実施しており、斜視や網膜芽細胞腫、眼振等の目の異常の有無について確認し、病気の疑いがある場合は専門医へ紹介しております。

今まで目の診察項目の中に白色瞳孔についての記載はありませんでしたが、見落としがないよう新た

に白色瞳孔の項目を追加することについて小児科医とも相談し、できるだけ早期に実施したいと考えております。また、問診を行う保健師間でも見落としがないよう病気について学習するとともに、保護者への説明、確認を行い、今後も網膜芽細胞腫に限らず、子供の病気の早期発見に努めていきたいと考えております。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 早期発見は重篤化を防ぐため、ぜひこの点もよろしく願いたいします。

件名の3、防災・減災の取り組みについて伺います。項目1、災害情報のあり方について伺いたいと思います。近年、豪雨による災害で甚大な被害として土砂崩れや川の氾濫が全国各地で発生しています。台風や大雨による豪雨災害が発生するたびに指摘されているのが住民の逃げおくれの問題で、さきの西日本豪雨では自治体の避難情報などの意味が十分理解されていなかったと指摘されております。

特に近年の豪雨に関して、被害の大きかった各地で積乱雲が線状に連なる線状降水帯が発生していたことが防災科学技術研究所の解析でわかったようでございます。線状降水帯は、余り動かず、長雨になり、降水量が増加するといったことで、北海道の豪雨なども数十年に1度の大雨を降らせているのは北方向に雨雲が伸びる線状降水帯を構成し、石狩や胆振、空知管内に影響を与えていると解析もされております。さきの7月2日に12時から5日の16時までの降水量は、当市の気象観測所において166ミリメートルであり、空知川の水位も7月5日に滝里ダムの放流もあり、氾濫注意水位超えの45.11メートルの状況でありました。近年北海道でもこの線状降水帯は多発しているようでございます。

当市は、空知川とともに形成されているまちであり、山間から流れる支線や空知川の氾濫などが想定され、水害による災害が極めて高い地域だと思います。そこで、当市も防災マップを全家庭に配布され、さらにエリアサポーター養成講座でも赤平市の防災体

制について、防災時困らないためにを作成して配付と説明もされました。さらに、各町内会長さんに向けた資料の作成などにも取り組まれております。また、今月の当市広報にも豪雨災害などの備えとして注意喚起もされておりますが、しかし前段でも申し上げましたように有事の際の情報提供が市民に理解されるためには防災マップの活用と地域連携が大事になるのではないかと思います。さらに、平時からの取り組みが重要と思いますので、今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

さらに、情報提供の一つに災害情報を行政無線で身近に自動受信できるように取り組んでいる地域もございますので、当市も参考になるのではないかと思いますので、どのように今後お考えになっていくのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 災害情報のあり方についてお答えをさせていただきます。

さきの西日本豪雨では、217万人に避難勧告や避難指示が出ましたが、避難した方は0.3%だと報道等で数値が明らかになったところでございます。避難しなかった方の一部では、ご指摘のとおり自治体の避難情報の意味が十分理解されていないとのことでした。本市においてもさまざまな活動に取り組み、出前講座等で防災講座の周知なども行っていますが、一部には周知できているものの、なかなか全市的な啓発には取り組めていないのが現状でありますので、今年度は本市の地域防災計画等に基づいて町内会に関係する部分を抜粋した地域防災ハンドブックを作成し、町内会連合会のブロック会議において各町内会長へ内容について説明をさせていただいたところであります。防災啓発活動については、根気よく続けていかなければならない活動と認識をしておりますので、被害の発生が高いと思われる地域を優先して、町内会とも協議の上、防災についての説明活動を継続して取り組んでまいりたいと考えております。

また、情報提供につきましては、現在防災行政無

線の検討を行っており、個別受信機なども視野に入れ、地域に適したものを選考したいと進めているところでもありますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ぜひ市民の安全、安心のためにも個別受信機について、地域に適したものをよろしくお願ひしたいと思います。

また、避難情報は危険度に沿って市町村が発表する内容としては避難準備や避難勧告、そして避難指示があります。市民には、その意味が理解されていない状況であります。さらに、大雨の場合は発表される気象情報は気象条件に沿って気象庁が発表します。大雨注意報の次に大雨警報、そして記録的短時間大雨情報、さらに土砂災害警戒情報であります。さらに、広い範囲で数十年に1度の大雨は特別警報として発表されるようになっておりますが、これは最後通告になります。この時点で逃げても命の保障はない状況というふうにも言われております。このようなことから、市民を災害から守るためにも避難情報の内容を理解していただくためにも防災の説明活動の中でもしっかり取り組んでいっていただきたいと思ひますし、また減災の考えとしては1つには地域とのかかわりで、いざというときやっばりお互い身近にいる同士で助け合うことが一番重要と思ひます。こういった仕組みを地域とどのように築き上げていくか、構築していくかにかかってくると思ひますので、この点も地域連携の中でしっかり担当としても取り組んでいっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

件の4、赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設について伺います。項目1、7月14日オープン後の現状と今後の取り組みについて伺いたいと思ひます。当市の貴重な炭鉱遺産を紹介できる拠点施設であります赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設が旧住友赤平炭鉱やぐらの目の前にオープンいたしました。私もオープン式に出席の後に友人とさらに十数名の団体で見学もさせていただき、ガイダンス施設の中から見ると

炭鉱やぐらは東洋一と言われたその迫力は圧巻であると感じました。また、当市の炭鉱4山の歴史なども展示されており、改めて赤平の歴史を深めることができるようになっておりました。特に元炭鉱マンのガイドにつきましては、私自身九州に視察に行った際のガイドさんは炭鉱マンの服装でカンテラもつけておりましたので、お聞きしましたところ、炭鉱従事者ではありませんでしたので、元炭鉱マンのガイド説明には見学に来ていただいた方々に炭鉱で働いていた人々の様子を肌で感じていただきながら、日本経済復興のエネルギーは石炭であったということを理解していただくためにも次世代の人々に寄与していくものと思ひます。

また、新聞報道やテレビなどにも旧炭鉱関連施設について取り上げられており、9月8日からは赤平アートプロジェクトなどにも取り組まれているようになっておりました。これからの動向とあわせて、赤平市の炭鉱遺産ガイダンス施設のその効果として、まだ2カ月余りではありますが、オープン以降の実績とさらにガイダンス施設を核とした今後の事業展開について伺っておきたいと思ひます。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） 赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設のオープン後の現状と今後の取り組みについてお答えさせていただきます。

7月7日、8日の2日間、入館料無料のガイダンス施設内のほか、旧住友赤平炭鉱立坑の建屋内部及び炭鉱坑内で使用されていた大型機械が展示されております自走榨工場についても元炭鉱マンのガイドつき有料見学を無料といたしました市民を対象とするプレオープンを開催いたしました。また、7月14日には国会議員、道議会議員、空知管内の自治体理事者、道内大学教授及び市内関係者などに開館記念式典にご参加をいただき、正式オープンとなりました。

8月末現在の来場者の状況につきましては、既に赤平中学校と赤間小学校の児童生徒が学校授業として全学年ではございませんが、見学に来られ、豊里

小学校、茂尻小学校の児童につきましても2学期中に見学に来られます。市内外より旧住友炭鉱に限らず、地元炭鉱のOB及び家族の方も数多くお越しになり、札幌発の各種観光ツアーを初め、大学授業など市内外、道外、海外より8月末現在で合計2,752名の方にご来場いただいております。また、先週末で3,000人を超えております。本年度は、炭鉱遺産ガイダンス施設が年度途中となる7月の開設であり、春先は立坑内のアスベスト工事を行って入場できない時期もありましたが、既に前年度の見学者数2,224名を上回っている状況でございます。

ご承知のとおり、ガイダンス施設開設後、各種報道機関にもご注目をいただき、新聞のみならず、大半のテレビ放映もなされ、PR効果をいただいております。今後の予定といたしましては、昨年延べ800人を超える方にお越しいただいた札幌市立大学の教授及び学生によるアートプロジェクトに関しましては9月8日から10月8日までの土日及び祝日に開催をいたします。また、道内外ツアー4回、中国からのツアー1回、先ほど申し上げた豊里小学校、茂尻小学校の児童、道内の大学生、市外からの教育関係者の来場が既に予定をされております。さらに、茂尻、豊里、赤間、住友の大手4山のOB代表者に依頼をさせていただき、年内にそれぞれの炭鉱の経過や思いを発表いただくとともに、写真展を行うよう現在検討をしております。

今後における課題といたしましては、国内炭鉱遺産の中でも本市のように炭鉱OBの方がガイドを行っている事例がなく、非常に高評価をいただいておりますが、このガイド内容を引き継ぐための人材育成に努めることが必要と考えております。また、本年度も含む冬期間の活用方法、さらなる年間を通じた来場者を増加するための事業方法につきましても検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐美知君）〔登壇〕 ぜひ今後につきましても一般来場者に限らず、将来を担う子供た

ちにより活用していただけるよう、将来に対して継承していただくためにも学校授業などを通し、鋭意取り組んでいっていただきたいと思っております。

また、8月13、14日のお盆に帰省された方がガイダンス施設の見学ができなかったということもありますことから、現状の開館日程では休館日になっておりますので、今後お正月も含めた中でお盆の開館について関係者の皆さんで協議していただきたいと思いますので、この点あわせてよろしく願いいたします。

以上で議長、私は質問を終わりますけれども、今回つくづく感じたことは、これは会議録に残るからあえて言いたいのです。政策に対する質問もあります、私たちは、だけれども、市民の声から上がってきた質問もあります。そこで、政策に関する質問であれば、初めからやっぱり市長と考え方をやりとりしていかないと進まないのです。やっぱり担当課は指示があって、そのことをもんでいくためにあるわけで、それ以上何かを聞いても担当ではそれ以上のことは言えないわけです。表現できないわけです。ですから、今後私どもが市長の政策に対して質問することについては、初めから市長の答弁をいただいきたいと思っておりますので、この点もあえてこれからの考えにさせていただければなということをお願いしておきます。

それでは、質問を終わります。

○議長（北市勲君） 暫時休憩します。

（午後 1時54分 休憩）

（午後 2時05分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序5、1、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略について、2、公共施設等総合管理計画について、3、地域医療・介護について、4、地域共生社会の実現について、議席番号1番、木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 冒頭、9月6日未明に起きた胆振東部地震によって亡くなられた方々

のご冥福を心からお祈りし、ご遺族の方々に深くお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。赤平市からも派遣要請を受けて2名の職員が災害派遣に行ったと聞いております。日本共産党も地震発生から1日と置かずに災害対策本部を設置し、支援に当たっております。できる限りの支援を行い、被災地の一日も早い復興、復旧を願うところであります。

では、質問のほうに入ります。件名の1、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略について、項目の1、推進本部、専門部会、ワーキンググループでの議論について、要旨の1です。総合戦略が始まり、平成28年、29年と11月をめどに効果検証会議が開かれております。ことしもこれから最終年度に向けて検証会議が行われることとなります。効果検証会議に向けて行政では、推進本部、4つの専門部会、ワーキンググループでそれぞれ基本目標、KPI、数値目標についてまとめられていると思います。昨年12月議会では、KPI指標の中には平成31年度までに施策事業に着手というものやPR箇所を10カ所にするなどKPIとしてそぐわないものもあるといった答弁がありました。また、ことしの市政執行方針において進めていくと述べられた施策の中には全く進んでいないものもあります。あるいは、人口減少対策として効果が明確でないものなども出てきているのではないのでしょうか。総合戦略検証会議に向けた内部協議がされていると思いますが、それぞれどのような状況なのかをお伺いします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 総合戦略会議における効果検証に向けた内部協議の状況についてでございますが、現行の赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略につきましてはご承知のとおり平成31年度までの計画期間でありますことから、次年度の総合戦略施策の精度を高めるための効果検証会議といたしましては実質的にことしが最後の検証会議となるものでございます。

総合戦略における59の各施策につきましては、そ

れぞれ担当課にて各事業に現在取り組んでいるところでございまして、各専門部会とワーキンググループにおける今年度の内部協議はこれから行われるものと考えておりますが、各施策、事業の中には実現可能性としてはかなり低いものや全く事業着手していないものもございますので、各担当課からの意見を積み上げ、各専門部会として本部会議、そして戦略会議に対し意見反映をしてみたいと考えております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 内部協議は、これからということでありました。内部協議と言ってももうこの時期ですので、取りまとめの作業の段階なのではないかと思うのです。担当課では、見込みも含め、効果の把握などはできているのではないかというふうに思います。そして、担当課では検証会議のための資料作成あるいは次年度の取り組み方針の策定などをしていく段階だと思えます。実現可能性が低いものや着手していないもの、つまりもうできないと見込まれるものについてなのですが、これも同様に取り組み方針、次年度のをつくって検証会議に諮るおつもりなのかどうかお伺いします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） これまでと同様の取り組み方針、つまり実現の可能性の低いものや実施できないものでも取り組んでいくという方針で検証会議に諮るのかどうかというご質問であるというふうに思いますけれども、総合戦略会議の中でも各施策、事業の中には方向転換が必要なもの、あるいは代替案を検討すべきものではないかといった議論もありましたが、そこまでの結論には達しなかったところでございます。検証会議に諮る個別の施策、事業につきましては答弁を差し控えたいと存じますが、事業担当課では十分施策の実現可能性などを検証し、ワーキンググループ、そして専門部会にて最終年度に向けた各施策の考え方をまとめ、みらい部会、そして戦略会議に提案するべく準備を進めているところでございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 個別の施策の答弁は差し控えるということでしたけれども、見込みのないものについても同様に取り組み方針をつくるということは否定はされませんでした。担当課の労力であったり会議にかかる時間、効率的にもそうですけれども、そのような状態で出された取り組み方針を検証会議にかけること自体が私は余り評価はできないのではないかとこのように思うのです。本当にできる限り、あらゆる策を講じても着手に至っていないのか、手が回らないのか、あるいは財政的なことが問題となっているのかなど判断がなかなか難しいのではないかと私は思います。検証会議の前に、それほど時間はございませんが、明確な判断材料となるような内部協議をして、明確な判断材料となるような資料作成というのをしっかりまとめていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の2です。検証会議の時期、方法について、要旨の1です。昨年12月の第4回定例会において検証会議の時期を早めることを提案した際、会議形態のあり方などを含めた中で検討をしていくと答弁がありました。また、同じ定例会で同僚議員から4つの基本目標に分けて検証してはどうか、あるいはグループワーク型式にしてみてもどうかといった指摘もされておりました。年1回しかこの検証会議というものは行われないことから、1年の後半、しかも来年度予算に間に合う時期ということで、なかなか変更はできないのかもしれませんが、これについては中間報告や協議というのもされていないと思います。今までと同様の検証会議を行っているのは、十分な検証が行えないのではないかとこのように思います。PDCAサイクルの確立と言えるようなものになっているのか疑問が生じます。最終年度に向けて、来年度予算に向けて、ことしの検証会議は極めて大事な会議となると思いますが、開催時期、形態、これをどのように行う予定になっているのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 総合戦略における検証会議の開催時期と形態についてでございます。

総合戦略における効果検証につきましては、毎年11月を評価する時期としておりますが、新年度予算要求時期でもございますので、委員皆様の日程が整えば11月中の可能な限り早目の開催ができればと考えております。総合戦略の検証作業に参加されている各委員の皆様につきましては、市内における各地域、各方面から参加していただいておりますが、全ての施策に精通しているということは難しいと考えておりますし、合計で59の施策があるということもございまして、会議のあり方についての意見もあつたところでございます。これまで他の議員からもご提案のありました4つの基本目標ごとの検証作業ということであれば、少人数での議論とすることでより活発な発言がされることも考えられますし、グループ型式というご提案もございましたので、これらも含めて早急に検討してまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 会議の時期については、多少早められたらということだったと思います。形態についてもこれから早急に検討するという内容だったと思います。総じてこれからで十分間に合うという答弁になっていると思うのですけれども、今私が質問しているのが早過ぎるのかなというふうに思うのですが、このしごと・ひと・まち創生総合戦略というのは確かに国も次の第2期といいますが、最初の5年で終わらせるだけの考えではないのだと思います。それでも最初の1期目の最終年度という位置づけで、来年度予算に反映させていくものだと思うのです。来年は骨格予算だというお話も午前ありましたけれども、骨格予算でもこれは継続ですから、当然予算反映されるものだと私は思うのです。その先にブラッシュアップしていきなり、スリム化していきなりというのにも必要になってくるのかなと思うのですが、この検証会議をスケジュールありきでただ通過すればいいゲートのようなもので

はなく、しっかりと準備をして効果のある検証をしていただきたい、予算につなげていただきたいというふうに思うのです。

この会議の形態なのですけれども、この戦略会議というのは第5次赤平市総合計画上位計画の市民評価システムに当たる組織であり、住民の声が政策に反映され、効率的、効果的なまちづくりを推進していくための会議だという認識でよいのかお伺いをします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（島山渉君） 総合戦略会議は、第5次赤平市総合計画にあります市民評価システムに当たる組織という認識でよいのかというご質問であったというふうに思いますが、人口減少対策を重点とした目的が重複した施策が多いということもありますし、地域社会の変化や地方分権に対応できる住民本位の自治体運営を図り、効率的、効果的なまちづくりを進めるため、総合戦略会議を第5次赤平市総合計画にごさいます市民評価システムと位置づけさせていただいております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 住民本位という言葉がありました。市民評価システムという位置づけだということです。その位置づけの戦略会議から、ことしの5月に市議会へ要望書が提出されました。内容は、炭鉱遺産公園整備について、議会の一部の方々との考えの相違があり残念だと。戦略会議に対して理解がなく、今後の活動のあり方を考えていかなければならない。ついては、議員には赤平市の夢のあるまちづくりに向けた最善の選択をすることを望むといった内容のものであります。6月に同僚議員が市長にこれ質問を1回していると思いますが、企画課ではこの戦略会議、事務局として会議に参加をされておりますね。当然この要望書の件は知っているとありますが、戦略会議を招集し、そこで提出すると決まって出されたものなのか、そしてことしの検証会議でこの要望書について総括されるお考えがあるのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（島山渉君） 活動のあり方を考えるというような内容の要望書の提出があったという件についてのご質問だというふうに思いますけれども、私ども事務局といたしまして企画課が所管してございますが、今ご質問、ご指摘にございました要望書の提出に関しまして企画課としてかかわったという事実はございません。伝え聞くところによりますと、要望書の中身等、なかなか皆さん方にご心配をおかけするような内容の記載があったというふうに思いますけれども、この内容につきまして戦略会議の中でどういったような取り扱いをするのかということにつきましては今後考えていきたいというふうに思いますけれども、ただ正式な段階を踏んだ要望書の提出ではなかったというふうに認識してございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 企画課ではかかわっていないということは、正式な会議で決められたものではなかったということが言えると思います。ただ、これ会議のあり方を考えていかなければいけないというふうに述べている以上、検証会議で議論されるべきことではないのかなというふうに私は思っております。この要望書に対しては、各議員それぞれが自分の考えを別な場所でしっかり述べていると思います。私も赤平市で民報というものに日本共産党の考え方はしっかり載せておりますので、ここでまた重ねては申し上げませんが、当然検証会議で議論をされなければいけないのではないのかと。方法も含め、特定の施策にのみ前のめりになるのではなく、自治体の基本というのは住民の福祉を増進することにあります。そのための市民評価システム構築だったと思いますので、市民の意見が反映される検証会議にしていいただきたいということを申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。項目の3です。事業概要等の修正についてお伺いをします。要旨の1です。昨年を検証会議では、59施策の中で効果があらわれな

いものや着手にまでも至らないものなど課題が徐々に明らかになってきており、検証会議においても先ほどもちょっとありましたけれども、取りやめでもいいのではないかとの意見が出されたと言います。一方で、策定している施策事業なのだから、このまま続けるべきとの意見もあり、結論が見出せていない状況だったと思います。ここの部分は、大きな方向転換というのは最終年度ですので、ないのかなというふうに思います。来年度も継続になるのかと思いますが、しかし事業概要等の変更については適宜修正を行っていくというふうに聞いております。実際に修正した部分も聞いております。修正した部分や予定している部分、どのようなものがあるのかお伺いをします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 事業概要等の修正についてでございますが、事業内容の変更あるいは取りやめるなどにつきまして戦略会議の中でも議論の一つとして発言があったところでございます。

総合戦略の推進体制における進捗状況の点検等、施策の効果検証につきましては必要に応じて改善内容を検討する、またP D C Aサイクルの導入につきましては必要に応じて総合戦略を改定するとありますが、基本的に着実に実施し、改善するP D C Aサイクルを確立することが重要であるとされていることから、戦略会議の中でも施策の変更や取りやめるといった結論には到達しなかったところでございます。

事業概要等の変更ですが、総合戦略事業のナンバー35、サービス付き高齢者向け住宅、いわゆるサ高住の整備の事業の概要欄の中で、建設費等への助成制度を創設し、低額な費用負担で入居できる住宅の供給を進めていくとしておりますが、サ高住に係る従事者の確保が厳しいことから、建設費等への助成制度を創設したとしてもサ高住建設計画はないのが現状であります。以上のようなことから、入居費用の低減を図る制度の創設を検討するという文言を加えてございます。

また、ナンバー50の街路樹等整備事業でございますが、当初計画では街路樹等の植樹等という記載でしたが、植樹に賛成の方も当然おりますが、やはり除雪ですとか落ち葉の清掃問題などがございまして、植樹等を景観整備と修正しているところでございます。

ナンバー55の郷土歴史・文化館整備事業でございますが、当初の計画の中では廃校舎等の活用を視野に入れながら赤平市の郷土、学校資料、美術館の複合施設を整備し、地元縁のある書家や彫刻家、画家などの作品を同一施設内で見学できるよう整備といった記載でございましたが、炭鉱歴史資料館や郷土館を再開すべく整備していくと修正しております。炭鉱歴史資料館の資料などは、ことし7月開館いたしました赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設にて展示をしておりますが、郷土資料につきましては今後所管課にて具体的な検討になるものと考えております。

なお、当初の計画からの文言整理箇所はほかにもございますけれども、修正箇所は以上の3件と理解しております。今後修正もあるものというふうに思いますが、ご理解いただければと思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） [登壇] 当初の計画から文言整理、ほかにもありますけれども、具体的な変更は今挙げた3件ということだったと思います。その3件もK P Iでいえば街路樹等整備、これは平成28年で既に達成済みのもの、サ高住整備や郷土歴史・文化館整備の2つは29年まで0.0%のままとなっております、その具体的な変更も現状意味がない状態ではないのかなというふうに思います。

検証会議でどうやったら実現するのか、また達成していないことによる人口減少へのマイナス影響はどのくらいあるのかなど、しっかりと検証をされていくべきだと思います。その上で修正や変更をしていくものだと思いますが、お考えをお聞きます。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 事業概要の修正等につい

での再質問でございますが、ナンバー50の街路樹等整備事業につきましては、虹かけ橋のたもとからバイパスまでの間へヤマモミジ51本の植樹をいたしまして、事業への着手が目標ということからKPIは達成となりますけれども、引き続き市街地区での景観整備といった取り組みをするべく修正を行ったものでございます。

また、ナンバー35、サ高住整備につきましても入居費用の低減を図る制度の創設を検討しているところでございまして、目標をどのようにするのかも含めて検討しております。

ナンバー55、郷土歴史・文化館整備事業でございますが、赤平市炭鉱遺産ガイダンス施設がことし7月に開館いたしましたので、目標であります平成31年度までに1カ所整備というものでありますから、そういった意味では達成していると言えるのかもしれませんが。

戦略会議及びみらい部会によります効果検証と議会のご意見を踏まえながら、引き続き各施策に取り組み、最終目標であります人口減少の克服というゴールに向かってしっかりと進んでまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 最終年度に向けた検証会議となりますので、今述べられたように人口減少にこの効果が期待できるような修正や変更というものを重点を置いてやっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の4です。市内企業への転入出調査について、要旨の1です。人口減少対策の総合戦略が市内企業に働く方々にとっても魅力のあるものとなっているのかどうか、これは地元企業と一緒に赤平市の過疎化を食いとめていく大きなポイントだと思います。ことしの第1回定例会で私の質問に対して市長は、市内企業の従業員の約半数は市外から通勤している状況であり、各企業の協力をいただきながら市内への誘導を検討していく、市内企業への転入出調査についてはヒアリング

までで数字の把握には至っていないことから、きちんと調査をして今後に生かしていくと答弁をされています。総合戦略の最初の期間、先ほどから何度も言っていますが、来年度を残すのみとなったわけですが、このタイミングで行わないで一体いつ行うのだということだと思っております。データもとらずに検証会議を行っても効果が得られる改善にはつながらないのではないかと思います。つまり検証会議の議論の土台となるべきものではないかというふうに考えます。

そこで、もうこれ3回目くらいの質問に、問いかけになりますけれども、調査のほうは行ったのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 市内企業への転入出調査についてお答えをさせていただきます。

これまでも議員のほうから市内企業の転入出の調査を行った上で検証を行い、施策を生かしていくべきとご指摘をいただいているところでありますが、今年度において労働基本調査の実施にあわせ、転入出を調査する予定であります。その前段として、4月に産業振興企業協議会を中心とした調査を行いました。その中では、雇用の状況といたしまして、新規採用された人数と離職された人数はほぼ同数という状況でありました。また、転入出の状況につきましては、平成29年度中の赤平への転入者は26名に対し、市外への転出者は8名と転入者のほうが多い結果ということになりました。しかしながら、退職を含めた離職者の方の動向は加味されていない、また製造業だけでなく、その他の業種の企業まで調べ切れていないということから、今年度9月に実施いたします労働基本調査において各企業における転入出の状況調査項目を設けて離職者の転出状況も確認し、実態の把握に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 結論からいうと、数字での把握というのは今月からということにな

るのかなと思います。

しかし、今答弁にありましたけれども、離職者の動向を含まずに、主に製造業中心だったということだと思うのですが、転入者のほうが若干多いというのは総合戦略の施策が効果をあらわしているということのあらわれかなというふうに思います。一方でその退職者の動向、転出理由などをしっかりと調査できる場所は調査していかなければいけないのだろうというふうに思います。この調査の結果ですけれども、ことしの検証会議に反映できる時期に取りまとめできるのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 9月に行う労働基本調査の結果がことしの検証会議に反映できる時期に取りまとめが行うことができるのかということではありますが、例年よりも回収の時期を早めて各企業に案内をしております、検証会議に反映できる時期までに取りまとめを行いたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 例年より早めてやっているの、取りまとめが可能ではないかということでした。ニーズに合わせて施策の修正というものにつながるといいますので、市内企業の実態把握、協力要請、総合戦略の推進にとって最も重要になりますので、しっかりと行っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。件名の2、公共施設等総合管理計画について、項目の1、マネジメント会議について、要旨の1です。公共建築物の総量延床面積を2025年には2015年時点から20%削減することを数値目標に公共施設等総合管理計画が策定されました。全庁的な取り組み体制の構築としてマネジメント会議を設置し、公共施設に関する情報の共有、一元化、定期的更新と施設管理の進捗状況把握と計画の改善を進めていくということになっております。昨年12月第4回定例会において、まだ立ち上がっていないということを確認しましたが、関係各課と検

討を進めているということでした。

この計画においての長寿命化、老朽化対策などには公共施設等適正管理推進事業債、充当率90%、交付税措置率が30%から50%というものがあり、国も積極的な活用を呼びかけています。しかし、除却事業には交付税措置はありません。過疎債のほうがより有利になりますが、こちらも除却事業は対象外というふうになっております。つまり20%削減するためには、一般財源を捻出する必要があるとしても出てくると。どのように計画していくか、全庁的に議論もしていかなければならないと思います。先日、議会報告と意見交換会でも市民の方から実質公債費比率は大丈夫なのかといった意見が出されておりました。マネジメント会議のほうは立ち上がって議論が進んでいるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 公共施設等総合管理計画の庁内マネジメント会議についてでございますが、公共施設等総合管理計画の中で今後の進め方といたしまして、仮称ではありますが、公共施設等総合管理計画庁内マネジメント会議において計画の改善等を進めていくとしております。ことし7月の庁議の中で、赤平市公共施設等総合管理計画に基づく庁内マネジメント会議の設置について提案したところでございます。正式にはこれからの立ち上げとなりますけれども、この会議は副市長を議長とし、関係する各課を横断した組織とするべく、現在準備を進めているところでございます。

なお、議員ご指摘にありました公共施設等適正管理推進事業債の対象事業には除却事業が地方債の特例として創設されましたが、基本的に地方債発行の目的は公共施設の建設や料金収入がある公営事業などの経費に充てるというものであります。つまり地方債で施設の解体費を賄うということは、将来に負担を回すとして禁じられてきた経緯がありますことから、除却事業が地方債の特例とされたことは国の大きな発想の転換があったと考えられます。しかしながら、現時点では議員ご指摘のとおり除却事業の

地方債につきましては交付税措置がされておりませんので、慎重な検討をしなければならないものであると考えております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 マネジメント会議については、まだ検討段階ということですね。

前者の質問の答弁にもあったのかなと思いましたが、公共施設については炭鉱遺産ガイダンス施設が建ち、統合中学校と新設が続いて、今後も統合小学校が予定をされています。一方で、遊休施設となったものについては除却、売却がなかなか進まない、逆にふえているのが現状ではないかと思うのです。なぜこのような状況になっているのかということなのですが、どういう考えなのか、この理由をお伺いしたいのです。

そして、この除却に財源的なメリットがないというのは今のやりとりで明らかになったと思いますが、このままでは公共建築物の総量20%削減ということはなかなか不可能に近いのではないかというふうに考えられます。見通しとして、どう考えているのかもあわせてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（島山渉君） 遊休公共施設が多くあるが、除却、売却が進まず、ふえている状況となっている理由と今後の見通しについてでございますが、大きい枠組みで考えますと現在の自治体の現金主義会計にあるのではないかと考えられております。自治体の保有する建物など公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、そのために早期の実態把握をする必要がございます。この実態把握のために発生主義会計の考え方の中で適正な期間損益計算、特に資産の購入金額を耐用年数によって費用配分する考え方が必要であり、資産を把握するための固定資産台帳の整備と複式簿記の導入が必要であると考えられております。今後の見通しでございますが、以上のようなことも踏まえ、庁内マネジメント会議の中で検討し、公共施設の適正な管理に鋭意努力してまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 自治体の現金主義会計に問題をすりかえてしまうと、全ての自治体が同じような状況なのだからという話になってしまうのです。もともと発生主義会計であつたら、ここまで遊休施設がふえなかったのではないかというような議論に陥りかねないですよ。私が言っているのは、除却や跡地利用などを考えた公共施設計画がなかった、あるいはできなかったからではないかということなのです。平成19年の公共施設改革、平成24年の遊休公共施設等整備計画、これが具体的に進んでいない理由は何なのかということだと思っております。これから20%削減を実現するために、具体的に何が必要になってくるのか、そういった議論が必要なのではないかということなのです。そういった見通しを立てるということが大事であつて、計画を立てれば、策定すればよしという問題ではないということは今までの議論でも明らかになっているのだと思います。新しいものを建てて、古いものは使わなくなってコンパネを張ってそのまま、これでは何も解決はしないと。市民の方々の不安というのは、そういうところにあるのです。建物はそのまま、新しいものの借金が残る、この先どうしていくのだと。それで先ほどの意見交換会で出たような質問が出ているのが現状です。そういうところを根本的に考え直していく必要があると思うのです。それで、今重要になっているのが個別計画というほうになると思いますので、次の質問をさせていただきたいと思っております。

項目の2の個別計画です。要旨の1、平成28年の4月に公共施設等総合管理計画策定されました。2年半経過して今後どのように改修、集約、売却、除却をしていくのか、大まかな方針がこの計画にあります。ですが、午前中からも質問の答弁の中にありましたけれども、既に変更ってきている部分というのが結構あります。私も昨年の12月第4回定例会でそういった指摘をしました。例えば市長からは、早期に住赤小を除却して、その土地代を炭鉱遺産に充

てるといった発言がされたこともありました。実際は、まだ着手されておりません。平岸児童センターの存続についても今複合施設への移転ということで遊休施設となってしまった。子育て支援センター、これはこれに載っていませんが、コミセン別館に一時移転をしている。最近一番大きかったのが児童福祉施設整備計画、これが昨年度中に策定するというものがその後撤回をされ、今では今年度中ということになり、認定こども園は現在白紙の段階ということです。

私は、個別計画を早期につくる必要があるということをおっしゃっていますが、改めて指摘をしたいというふうに思います。国は、2020年度までに策定するよう求めておりますが、昨年12月に所管課が個別計画を策定し、具体的な作業に入っていくという答弁をいただきました。その後、どのような状況なのかお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 公共施設等総合管理計画に係る個別計画についてでございますが、個別施設ごとに点検、診断によって得られた各施設の状態や維持管理、更新等に係る具体的な対応方針を定める計画であると考えております。

当市は、大量の公共施設を保有しておりますし、解体予定施設につきましても土地賃借料の削減や安全確保のため早期に解体を実施することが望ましいものの、解体費の予算措置が課題となっているものが市内に多く存在しております。施設総面積の圧縮は、主要なメニューとして実施を検討してまいりますが、例えば統廃合ですとどの施設とどの施設との組み合わせなのかという点での選択肢が多数存在することですとか、それぞれの施設利用者もいらっしゃいますので、簡単には統廃合への合意形成ができないと考えております。

全庁的な課題となっている公共施設マネジメントでございますが、先ほど申し上げました庁内マネジメント会議の中で個別計画などの情報の共有と効率的な意思決定の仕組みを検討してまいりたいと思

います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 個別計画もこれからということになります。施設総面積の圧縮は主要なメニューということですが、市民生活に直結するものや災害時避難所となるようなものなどについては、やはり答弁にありましたように統廃合の合意形成は極めて大変になってくると、重要になってくるというふうに思います。その合意形成が簡単ではないということをおっしゃっているのであれば、なおさら早目に計画を立てていく、地域住民の声を聞いて反映させていく必要があると思います。

大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号、そして胆振東部地震と大きな災害が続いております。台風21号の影響では、1週間も停電が続いた地域もあったと聞きます。今回の胆振東部地震で、北海道はブラックアウトを経験しました。赤平市も11時間ほど停電が続くという経験がありました。今こそ私は国の地方創生メニュー、交付金等ではなく防災、減災、そういった方向に公共事業を転換していくべきではないかというふうに思います。今後の個別計画もその住民合意もそうですけれども、そういった方向に向かっていくべきではないかと思いますが、考えをもう一度伺います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 早目の個別計画の策定と防災、減災への公共事業の転換等についてでございますが、公共施設につきましても1度整備されますと売却や除却されることは民間施設に比べると発生しにくいと考えられます。また、その公共施設が存続する間、施設を活用した事業につきましても同時に存続する傾向にあるため、施設が存在することで生じる将来の資金の流出、キャッシュアウトフローというふうに言われると思いますけれども、現時点で将来の税収とも言えますが、歳入をかなり確実に拘束することが言えると思います。しかしながら、議員のご指摘にもありますが、市民生活に直結するものであれば、たとえ将来の歳入の使い道が現時点

で拘束されてしまうからといって全てが否定されるものではないと考えております。したがって、防災、減災といったことも念頭に入れながら公共施設マネジメントに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 会計的な話もまた出ていましたけれども、確かに維持管理費というものも存在しますし、ただそういったものは建設時に審査をしっかりとしているわけですけれども、ただ結果、今こうなってしまうので、今までの審査がどうだったのかということは考えなければならぬのかなというふうに思います。

私が言いたいのは、防災拠点となる施設の集約あるいは分散配置とか、災害時の避難所となる機能を付加するような改修、その国の予算措置があるようなものと個別計画を少しリンクして考えていくことが必要なのかなと、財源的にもそういうことが必要になってくるのではないのかなということと、それと避難施設の集約というのは先ほども言いましたけれども、地域住民の暮らし最優先で考えなければいけない。遠くなる、近くなる、いろいろあります。住民合意を得るように計画を立てていかなければならないということだと思っております。小中学校は、もう一定のめどが立ったというふうに思いますが、幼稚園、保育所あるいは廃校というか、閉鎖された学校、除却をできていない学校、あるいは児童館などとあわせて各町内会館などについても災害対応といった側面をしっかりと考えて個別計画に反映させると、スピード感を持って個別計画のほうを立てていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。件名の3です。地域医療・介護について、項目の1、エリアサポーターについてお伺いします。要旨の1です。平成30年度の養成講座が終わりました。23名のエリアサポーターが生まれました。平成28年から合わせて131名となり、赤平市の要支援1、2の方への生活支援サービスあるいは地域での見守り、介護予防運動教室や高齢者の

ひきこもりの解消、地域交流サロンなどの担い手がさらに広がったこととなります。課題としては、6地区のエリアサポーターの偏在も若干見られているということやエリアサポーターの方々の平均年齢が高いというところが少し気になるところではないでしょうか。それでもエリアサポーター養成講座を受け、積極的に地域交流や介護予防運動などに参加をされている方がどんどん今ふえている。これだけふえているということは、生きがいを持って健康な生活を送りたいという元気な高齢者の方々がたくさんいることのあらわれだと思います。今後の活動推進に当たって働く世代の取り込み、参加を促すためにも市内企業への協力、これをお願いしていく必要があるのかと思いますけれども、今後の方針についてお伺いをしたいと思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） エリアサポーターの働く世帯の参加についてお答えさせていただきます。

エリアサポーターは、元気な高齢者が心身に不安を抱える高齢者を支えるだけでなく、自分自身が張り合いや生きがいを感じ、社会参加できることを目的に平成28年度より赤平市社会福祉協議会に委託し、養成講座を開催してきました。サポーターの年齢構成ですが、20歳から50歳代の若い方が約1割、60歳代が3割、70歳代が5割、80歳代が1割となり、60歳から70歳代の高齢の方が中心ではありますが、さまざまな年代の方が協力し、行っています。今後としましては、養成されたサポーターの方が健康でお互いを支え合い、孤立する人がいない地域を目指し、活動されている現在の活動をいかに継続していくかが課題になるかと思われまます。できるだけ全地域に配置されるようサポーターの数をふやしていくことも重要ですが、次年度は現在のサポーターの方への支援体制の見直しや情報交換、研修等を検討しているところです。

若い世代の方がサポーターに参加されることは、幅広い年代の方が高齢者を支える仕組みとして大変

有効と思いますが、働いている方が多いため、忙しい時間の中でどのようにボランティアとして参加していただけるか課題が多いと感じております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 継続が重要とっておりますが、来年度はサポーター養成で数をふやすのではなく、スキルアップを目指すような内容だったと思います。情報交換や研修等を検討しているということでした。確かに大切な取り組みと言えると思います。ふまねつとやゆる元の指導者資格を取った方々の中には、地区を越えて研修や交流をしている方もいらっしゃいます。ほかの地区で行っている取り組みを学び、そういう機会がふえれば、さらにお互いに向上する可能性もあると。エリアサポーターがふえなくても地域の参加者の方がふえていけば、それもまたいい効果の一つかなというふうには思います。そちらのスキルアップのほうも進めていただきたいというふうには思います。

しかし、やはり若い担い手をふやすというだけの意味ではなくて、地域に根づいた地域企業、地元企業や事業者との連携というのは、人口減少になかなか歯どめがかからない地域の暮らしを支えていく大きな力になっていくのだと思うのです。菊島市長がよくおっしゃいますけれども、市民力、産業力、行政力と。産業力というのは、こういったところで協力要請し、それに応えていただけるということも入ってくるのではないのかなと私は思うのです。介護健康推進課だけでは、やはりなかなかその企業さんに赴いてというのも難しいのかもしれませんが、社協や商工労政観光課であったり商工会議所など橋渡しをしてもらうなど、そういった横の連携というのを模索してみてもいいかと思いますが、どうでしょうか、考えを伺います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） お答えさせていただきます。

地元企業や事業者との連携についてですが、まずは議員がおっしゃるとおり商工労政観光課や社会福

祉協議会、商工会議所など、まずは横の連携を模索してまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 担当課では、連携を考えたいというふうに言っています。なぜこのような提案をしているかと言いますと、今言ったように人口減少、なかなか歯どめがかからない中でエリアサポーターさん自身が転出をされてしまう、あるいは病気などで活動ができなくなってしまう、そういったことも想定されるわけなのです。継続が大事ということを知っていらっしゃるのであれば、やはり担い手の確保ということも継続していく必要はあるのだと思います。

実は、ことし3月に策定されました第7期赤平市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画でもエリアサポーター養成講座の成果目標として平成31年が20人、平成32年が20人と、こう定めています。スキルアップは先ほど言ったように大事ですけれども、ことしの3月に策定された計画で定めているその目標数値をすぐに変更してしまうということには若干抵抗も感じますので、担い手を確保していく努力というのはぜひ続けていただきたいというふうに思うのです。今町内会活動でも若い方、若い世代の参加を希望する声というのがすごく多いわけでありまして。市内企業への協力要請というのは、このエリアサポーターのみならず、地域コミュニティ全般における課題だと思うのです。市長、ぜひリーダーシップを発揮していただいて、副市長を中心に全庁的にこういった問題を推進していただきたいというふうにこの場をお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。項目の2です。国民健康保険についてお伺いします。要旨の1です。国民健康保険が都道府県化され、政府は2年目となる来年度からの算定作業に向けた備えを自治体に求めております。保健所努力支援の中で、自治体の医療の抑制や保険税の取り立ての強化などが心配をされておりますが、基本的人権の尊重を脅かすようなことがあってはならないと思います。赤平市においても改め

て適正な対応というのをこの場をかりて求めたいというふうに思います。

一方で、保健所努力支援の中に特定健診、保健指導があります。こちらは、早期発見、重症化を防ぐことなどにつながる取り組みとして積極的に行っていくべきと考えます。赤平市の取り組みは、アンケートや電話、はがきなどでの勧奨などを取り入れて行っているという聞いておりますが、受診率はそれぞれのようになっているのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 特定健診、保健指導の受診率につきましてお答え申し上げます。

特定健診、特定保健指導につきましては、昨年度までは5年ごと、今年度以降は6年ごとに実施計画を策定いたしまして、健診項目や実施方法、目標とする受診率等を定めて毎年計画的に進めているところでございます。特定健診の受診率に関しましては、制度開始当初より右肩上がりでも推移しておりましたが、平成25年度の44%をピークに、以降40%前後の推移となっております。このため、平成27年度以降は特定健診未受診者対策の一部を外部委託いたしまして、電話による受診勧奨やはがきによる健康増進に関する情報提供などにより受診率の向上に努めております。

特定保健指導の実施率につきましては、おおむね30から40%程度で推移しておりましたが、ここ数年は20%台となっております。こちらにつきましては、毎年同じ被保険者の方が保健指導の対象となる傾向にあるため、受診希望者の求める保健指導となるよう創意工夫をしながら取り組んでおります。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 毎年同じ被保険者の方が保健指導の対象となるような傾向が続いていると、受診率の伸び悩む原因だということだと思えますけれども、私も身をもって経験しているのでよくわかるのですけれども、保健指導を受けた後、改

善は見られるのです。ただ、次の年は自分で気をつけられたいと思ってしまったりするわけです。しかし、実際は指導を受けているときのようになかなか意識して生活をできないというところが問題なのかなと思っております。同じような結果が出て、また対象者になってしまうということだと思っております。

特定健診は、今答弁にもありましたが、受診勧奨の工夫など今の取り組みを継続していくことでキープできるのかなというふうには感じますが、保健指導のほうはなかなか難しい現状もあります。これ対象者が少なくなれば、受診率は上がっていくことに自然になると思うのですけれども、いかに対象者を減らしていけるかと。つまりは、いかに健康に気をつけた生活を意識づけできるか、継続することの難しさを克服できるかというところがやっぱり鍵になってくるのかなと。そういったところに着目して工夫していただいて、保健指導をしっかりと引き続き取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。要旨の2です。家族の人数に応じて保険税がふえるいわゆる均等割という仕組みですけれども、国民健康保険以外の健康保険にはありません。税という観点からそういった形態がとられているのではないかと想像しますが、それでも多子世帯にとっては過度な負担につながっています。全国知事会なども政府に対して、子供の均等割への減免を要望しております。また、国民健康保険の都道府県化に伴い、2018年度からの支援金には子供の人数に着目した配分もあることから、これを活用して第3子からの均等割を全額免除する自治体が出てきております。所得制限などがあるかないかという違いはありますが、北海道では旭川市、福島県の南相馬市、埼玉県のふじみ野市などで実施されております。子供がふえれば家計が厳しくなるという仕組みは、その仕組み自体が国の制度になっているわけですから、本来はやっぱり国がまず見直していただくべきことかなと思いますけれども、全国の自治体に取り組んでいくことによって国の制度が変わっていく例もあります。赤平市も子育て支援に積極

的に取り組んでいるということから、多子世帯の負担軽減、均等割の免除、減免について検討してみてもどうかと思いますが、考えを伺います。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 多子世帯への負担軽減の取り組みでございますが、ご指摘のとおり国民健康保険につきましては被保険者数に応じて保険税負担がふえる仕組みとなっております。他の健康保険とは異なっておりますが、制度設計の背景が異なる上、国民健康保険法による決定事項となりますので、ご理解いただきたく存じます。

多子世帯への負担軽減策として当市の被保険者の現状でございますが、赤平市の18歳以下の被保険者数につきましては今年度でおよそ100名、被保険者全体の4%程度を占めております。また、多子世帯ということで明確な基準はありませんが、第3子以上を対象世帯として考えますと今年度では6世帯、9名が該当となっております。これら全てを多子世帯への税負担軽減策として保険税を免除した場合、1人当たりの均等割額2万3,100円を乗じるとおよそ20万円程度の減収と推計されるところでございまして、制度の導入につきましては今後の状況を鑑みて運営協議会等で協議してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 国保の世帯は、子供がふえれば負担もふえると、少子化に歯どめがかかるわけがないのではないかというふうに思うのです。国の制度改革を待っているだけではなくて、独自の子育て支援策として取り組むことで赤平市の子育て支援がさらに進んだ取り組みとなる、先進事例となっていくのではないかとこのように思います。今答弁で、試算では20万円ほどの減収になるのではないかとこの試算でしたけれども、全体的には大きな減収額ではないと思います。しかし、世帯で見れば今数字ありましたけれども、かなり大きな負担減

につながっていくのではないかとこのようにも思います。運営協議会のほうで、ぜひしっかりと検討をしていただきたいというふうに申し上げて質問は終わります。

件の4、地域共生社会の実現について、項目の1、特別障害者手当についてお伺いをします。要旨の1です。赤平市障がい者基本計画では、高齢者介護と発達障がい児の子育てを行うダブルケアの家庭があったり、精神疾患やがん、難病の患者などに保健医療や就労など複数分野にまたがって支援する必要があります。絡み合うさまざまな課題に対して複合的に支援する仕組みづくりが求められていると。行政においては、障がい者施策だけでなく、子ども・子育て支援や保健医療施策、介護保険制度を初めとした高齢者施策等とも連携をし、一人一人の複合的な相談、課題に相談対応できる体制が求められている、こう述べてあります。共生社会の実現に向けて、しっかりと体制をつくっていただきたいと思います。

そして、身体または知的、精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする20歳以上の在宅の重複重度の障がいのある方に対して支給される手当が特別障害者手当です。これは、国の制度であります。該当する介護家庭にはまだ十分に周知されていないという例もあると伺っています。赤平市では、この特別障害者手当の周知をどのように行っているのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 特別障害者手当についてお答えさせていただきます。

特別障害者手当につきましては、議員がおっしゃいますとおり精神または身体に著しい重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される制度となっております。介護家庭に対する制度の周知につきましては、身体障害者手帳等の交付の際、重度の障がい者やそのご家族の方に制度の周知を行っておりまして、またケアマネジャーや介護支援員等の研修会で市の障がい者福祉担当より制度の説明をし、周知を

図り、手続の説明を受けることを希望する重度の障がい者やそのご家族の方へ市社会福祉課へご紹介いただくようお願いしているところでもあります。ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 身体障害者手帳の交付の際に制度の周知を行っている、ケアマネや介護支援員に希望される方の紹介をお願いしているということだったのですが、手帳交付のときに1回で果たしてこれ十分と言えるのかどうか。また、希望する方ということですから、既に制度のことをわかっているから希望してくるわけでありまして、介護支援員が積極的に制度の説明をしているということではないのではないかと思います。

私が言っているのは、その制度をよく理解していなかったり、制度自体を知らないという方がまだ多くいる、そういう懸念があるということです。そういう周知では十分とは言えないのではないかと思います。広報、ホームページなども活用して周知されている自治体もありますが、そういったお考えはないのか、もう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 障害者手当につきましては、該当される方がごくわずかでございますので、重度の障がい者ということで特定されるわけでございますが、より周知されますよう広報あかびら及びホームページ等を通じて十分に周知できるように、またほかの方法で何かよい周知方法はないかどうかちょっと研究してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。項目の2です。手話の普及・周知について、要旨の1です。手話条例が施行され、広報あかびらの手話にチャレンジのコーナーも2年目に入っております。ことしは、手話通訳者養成講座の受講者にも援助をするなど少しずつ手話環

境の整備は進んできていると感じております。

そこで、市民への普及、周知という面においてなのですが、自治体職員向けや大型店舗従業員向けの手話研修をしている先進事例を示し、昨年の12月第4回定例会で私は提案をしましたが、一定の人数がまとまれば出前講座を行っていく、あるいは庁議で各課が所管する団体への講習会開催について知らせたという答弁をもらっていました。そのときも積極的に行っていく姿勢が見えないので、ぜひ強く進めてほしいということを要望しましたが、その後出前講座の実施や研修会の開催はないのではないかと思います。改めて進捗状況はどうなっているのかお伺いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 手話の普及、周知についてお答えいたします。

昨年4月に赤平市思いやりあふれる手話言語条例が施行されておりますが、その後の普及、周知の進捗状況のご質問であります。出前講座の開催も講習会開催時の手話通訳者等の派遣も現在のところ要請がなく、実施に至っていない状況になっております。これらの原因は、市民の同条例に対する認知度が低いということも考えられますことから、効果的な手話普及啓発にはどのような方法があるかなど赤平手話の会などと協議も検討しておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 市民の方々の条例に対する認知度が低いということが考えられるということなのですね。市民の方が手話に触れるといいますか、知る機会をふやしていかなければ認知度が上がるはずはないというふうに思います。出前講座等も要請がないからといって待っているだけでは、実施には至らないというのはある意味当然なのではないかというふうに思います。

例えば手話条例の先進自治体である石狩市では、15ページのパンフレットをこのように作成し、ホー

ムページからダウンロードできるようになっております。近隣では、上砂川町でことし初心者のための手話講座というのを開き、これが好評で講座数を延ばした、延長したという話も聞きました。私も1回、その初心者のための手話講座に見学に行ったのですが、本当に子供から高齢の方まで楽しそうに手話を学んでいらっしゃいました。中には、ことし初めてこういうのを受けたけれども、検定試験を受けてみたいと。ことし来月ある検定試験を受ける方なんかも出ていたということでありました。

このように行政の仕掛けと申しますか、取り組み次第で認知度というのは変わってくるのではないかと申すことなのです。手話の会との協議も検討しているというお話がありましたが、来年度に向けてこういった具体的な取り組みを行っていただきたいというふうに思いますが、時間もないので、最後要望だけさせていただきますが、来年度は総合戦略の最終年度ということで、当然骨格予算ということもあります。戦略以外の予算というのは、なかなかつかないのかもしれないと。ただ、地域共生社会の実現ということは総合計画の中の障がい者施策の総合的な推進と位置づけられた基本計画、ここの重要な部分でもあります。誰もが安心して暮らせる地域を目指して、手話関連の施策の推進にもぜひ力を入れていただきたいということを最後に要望させていただいて、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時11分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)